

# 公開買付説明書

2025年2月

ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社

(対象者：株式会社アイロムグループ)

## 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【電話番号】	03-4577-8400
【事務連絡者氏名】	代表取締役 坂本 篤彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	(ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社) (東京都港区虎ノ門五丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイロムグループをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準とは必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参考書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社又はそれらの役員について米の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される

範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なったフィナンシャル・アドバイザー、対象者又は公開買付け代理人の英語ウェブサイト又はその他の公開開示方法においても開示が行われます。

- (注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付け者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付け者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付け者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注14) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

# 目 次

	頁
第1 公開買付要項 .....	1
1. 対象者名 .....	1
2. 買付け等をする株券等の種類 .....	1
3. 買付け等の目的 .....	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 .....	23
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合 .....	37
6. 株券等の取得に関する許可等 .....	38
7. 応募及び契約の解除の方法 .....	40
8. 買付け等に要する資金 .....	43
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 .....	45
10. 決済の方法 .....	46
11. その他買付け等の条件及び方法 .....	46
第2 公開買付者の状況 .....	48
1. 会社の場合 .....	48
2. 会社以外の団体の場合 .....	49
3. 個人の場合 .....	49
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況 .....	50
1. 株券等の所有状況 .....	50
2. 株券等の取引状況 .....	51
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約 .....	51
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約 .....	51
第4 公開買付者と対象者との取引等 .....	52
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容 .....	52
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 .....	52
第5 対象者の状況 .....	53
1. 最近3年間の損益状況等 .....	53
2. 株価の状況 .....	53
3. 株主の状況 .....	53
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項 .....	54
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等 .....	55
6. その他 .....	55
対象者に係る主要な経営指標等の推移 .....	56

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社アイロムグループ

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得のために2024年4月22日に設立された株式会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。公開買付者の発行済株式の全ては、Blackstone Inc.（その関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「ブラックストーン」といいます。）が管理、助言又は運営するファンドが発行済株式の全てを間接的に保有するビー・エックス・ジェイ・ビー・ワン・ホールディング株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）によって保有されております。なお、本書提出日現在、ブラックストーン、公開買付者親会社及び公開買付者は対象者株式を所有していません。

公開買付者は、2024年5月13日付「株式会社アイロムグループ（証券コード2372）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024年5月13日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表しましたとおり、オーストラリアにおける競争法に基づき必要な許認可等（以下「本クリアランス」といいます。）に係る手続及び対応に一定期間を要することが見込まれることから、本クリアランスの取得が完了していることその他本公開買付契約（以下に定義します。）に規定される一定の条件（注1）（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、本公開買付けを速やかに実施することを決定しております。

（注1） ①森氏（以下に定義します。）による表明及び保証（注2）が重要な点において真実かつ正確であること、②森氏及び森氏資産管理会社（以下に定義します。）が本公開買付契約に基づき本公開買付けに係る公開買付期間開始日までに履行又は遵守すべき義務（注3）が重要な点において履行又は遵守されていること、③対象者取締役会（取締役合計14名のうち、利害関係のある森氏を除く13名が参加）が、本公開買付けが実施される際に、本公開買付けに対して賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明することを決議及び公表し、これが撤回又は変更されていないこと、④対象者グループ（下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）の事業、資産、負債、財務状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の収益計画に対する重大な悪影響が発生していないこと、⑤本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、⑥本取引（以下に定義します。）のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと、⑦対象者に係る業務等に関する未公表の重要事実（法第166条第2項に定める事実をいいます。）又は公開買付け等事実（法第167条第2項に定める事実をいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項又は法第167条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと、⑧公開買付者が、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社から、本取引の実行に必要な資金の調達を約するコミットメントレターをそれぞれ受領しており、かつ当該コミットメントレターがいずれも本公開買付けの開始日までに撤回されておらず、また、本公開買付けが成立した場合、当該コミットメントレターに規定された各引受条件がいずれも充足し、当該資金調達が実行されることが合理的に見込まれること、⑨公開買付者が、Blackstone Capital Partners Asia II L.P.（以下「BXアジアファンド」といいます。）から、直接又は間接に公開買付者に対して本公開買付けの決済に用いるための資金の一部を出資することを約する旨の出資証明書を受領しており、かつ当該出資証明書が本公開買付けの開始日までに撤回されておらず、また、本公開買付けが成立した場合、当該出資証明書に規定された各引受条件がいずれも充足し、当該出資が実行されることが合理的に見込まれること、⑩本取引に関し、国内外の競争法その他の規制法上の許認可等が必要となる国又は地域において、当該許認可等が取得及び履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含む。）しており（注4）、また、当該国又は地域の司法・行政機関等により、本取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれていること、⑪本特別委員会（下記

「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)が、対象者の取締役会に対して、本賛同意見を表明することは相当である旨の答申を行い、これが撤回されていないこと、並びに⑩対象者の株主により、対象者の剰余金の配当議案を目的事項とする臨時株主総会の招集請求がなされていないことをいいます。

- (注2) 本公開買付け契約に基づく森氏の表明及び保証の内容については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。
- (注3) 本公開買付け契約に基づく森氏の義務の内容については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。
- (注4) 本クリアランスの取得が完了していることに加えて、日本における、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合、又は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）上の待機期間が満了した場合を含みます。

その後、ブラックストーンは、本公開買付けの実施に向けて、オーストラリアにおける競争法に基づき必要な手続に関する現地法律事務所のアドバイスを得ながら、かかる手続の完了に向けて関係当局等との交渉を進めておりましたが、2024年6月20日及び2024年11月8日付で公表した「株式会社アイロムグループ（証券コード2372）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下、それぞれ「2024年6月20日付公開買付者プレスリリース」、「2024年11月8日付公開買付者プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本国における競争法に基づく手続及び対応に時間を要したことから、それぞれ同日時点でかかる手続及び対応が完了しておりませんでした。また、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、ブラックストーンは、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（以下「ACCC」といいます。）の最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨、当該当局から通知を受けておりました。

今般、公開買付者は、2024年12月20日付「株式会社アイロムグループ（証券コード2372）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2024年12月20日付公開買付者プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAX Clinical Research Pty Ltd（以下「CMAX」といいます。）（注5）の株式の全てを第三者へ譲渡すること等を条件に（注6）、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了いたしました。詳細は下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。

- (注5) 「CMAX Clinical Research Pty Ltd」は南オーストラリア州アデレード市にある臨床試験実施施設で、1993年にRoyal Adelaide Hospital内にて創業し、IDT Australia Limitedの事業部門を経て、2016年12月に対象者グループがその事業を取得し、グループ化しました。オーストラリアにおける臨床試験事業のパイオニアであり、長年にわたりオーストラリアの医薬品開発に寄与しています。
- (注6) CMAX株式の売却に係る条件は以下のとおりです。
  - (a) 公開買付者は、対象者をして、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡させること（以下「CMAX株式譲渡」といいます。）
  - (b) CMAX株式譲渡について、譲渡先及び譲渡条件についてACCCの承諾を得ること
  - (c) 公開買付者は、CMAX株式譲渡を行うことについて、政府機関又は第三者からの同意を取得し、又は譲渡先による同意の取得に協力すること
  - (d) 譲渡先の求めに応じ、譲渡先がCMAXの事業を継続して遂行するために必要な人員（当該人員が移籍に同意している場合に限る。）を移籍させること
  - (e) CMAX株式譲渡のために、譲渡先の求めに応じて譲渡先との間で別途締結される技術支援契約（Technical Assistance Agreement）（注7）及び経過的供給契約（Transitional Supply Agreement）（注8）を遵守すること
- (注7) 技術支援契約（Technical Assistance Agreement）とは、譲渡先の求めに応じて公開買付者が譲渡先との間で締結する、CMAXの事業の遂行のために必要な技術的支援を公開買付者が譲渡先に提供する内容の契約です。
- (注8) 経過的供給契約（Transitional Supply Agreement）とは、譲渡先の求めに応じて公開買付者が譲渡先との間で締結する、譲渡先に対するCMAXの事業の遂行のために必要な物品又は役務の提供を公開買付者が約する内容の契約です。

さらに、公開買付者は、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における開示規制並びに実務手続上必要となる準備が整ったこと、2025年1月30日、対象者から、対象者取締役会が本特別委員会より、委員全員の一致の決議による2024年5月10日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の追加の答申書（以下「追加答申書」といいます。）を受領したとの連絡を受けたこと、並びに、公開買付者は、2025年1月31日、その他の本前提条件がいずれも充足されたこと（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること）を確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを2025年2月3日より開始することといたしました。なお、公開買付期間を20営業日に設定することを除き（公開買付期間を、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースで公表した30営業日から20営業日に変更した経緯については、下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注9）に該当し、対象者の代表取締役社長であり筆頭株主（2024年9月30日現在）でもある森豊隆氏（所有株式数：4,779,450株（所有割合（注10）：39.48%）以下「森氏」といいます。）は、本取引成立後も引き続き対象者の経営にあたることを予定しておりますが、本書提出日現在、本取引後の森氏の役職名については未定です。

（注9） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注10） 「所有割合」とは、対象者が2024年11月5日に公表した「2025年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,338,365株）から、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（232,718株）を控除した株式数である12,105,647株（以下「自己株式控除後発行済株式総数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

本取引は、(i)本公開買付け、(ii)本公開買付けの決済完了後に、森氏及びその親族の保有する資産管理会社であるAPPLECROSS, Ltd.（以下「森氏資産管理会社」といいます。）が、応募合意株式（以下に定義します。）を応募することにより森氏が受領する対価の一部を原資として、これを公開買付者親会社に対して再出資し、公開買付者親会社の普通株式（以下「公開買付者親会社株式」といいます。）を取得する取引（以下「本再出資①」といいます。）、(iii)本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）、(iv)本株式譲渡（以下に定義します。）及び(v)森氏資産管理会社が、本株式譲渡によって森氏が取得する、公開買付者に対する代金債権を譲り受けた上でこれを公開買付者親会社に対して再出資し、公開買付者親会社株式を取得する取引（以下「本再出資②」といい、本再出資①と併せて「本再出資」と総称します。）（注11）から構成され、最終的には、対象者の株主を公開買付者のみとし、公開買付者の発行済株式の全てを公開買付者親会社が所有し、かつ、森氏資産管理会社が所有する公開買付者親会社株式に係る議決権数と、ブラックストーンが所有する公開買付者親会社株式に係る議決権数を45.0対55.0の比率にすることを企図しております。

（注11） 本再出資は、森氏が継続して対象者の経営にあたるのが対象者グループの事業全体の発展に寄与するものであることから、公開買付者親会社への再出資を通じて本取引実行後も森氏を対象者に関与させることを目的として実施されるものであり、森氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものです。また、公開買付者親会社の普通株式の1株当たりの払込金額を決定する前提となる公開買付者親会社の企業価値評価における（公開買付者親会社が公開買付者を通じて間接的に所有する）対象者株式の評価は、本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と実質的に同額とする予定であり、当該金額より低い評価額とはしないため、森氏資産管理会社による公開買付者親会社の普通株式の引受けに係る取引条件（払込金額を含みます。）は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されるものではないと考えられることから、公開買付者親会社の普通株式を森氏資産管理会社に割り当てる行為は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者及び公開買付者親会社並びにBXJB Holdings (CYM) L.P.（以下「BXファンド」といいます。）（注12）は、森氏及び森氏資産管理会社との間で、2024年5月13日付で、森氏が所有する対象者株式のうち、担保権が設定されていない3,124,250株（所有割合：25.81%。以下「応募合意株式」といいます。）

す。)を本公開買付けに応募し、残りの1,655,200株(所有割合:13.67%。以下「不応募合意株式」といいます。)には担保権が設定されていることから本公開買付けに応募しない旨、森氏がその親族である森利恵氏(825,000株、所有割合:6.82%)及び森龍介氏(75,000株、所有割合:0.62%)をして本公開買付けに応募させるよう努力する旨、不応募合意株式に設定されている担保権を解除する旨、並びに本スクイーズアウト手続、本再出資①、本株式譲渡、及び本再出資②について定める契約(以下「本公開買付け契約」といいます。)を締結しています。また、公開買付者は、公開買付者親会社及びBXファンドとともに、2025年1月31日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本公開買付け契約の一部を変更し、上記のとおり、公開買付け期間を30営業日から20営業日に変更する旨を合意しております。本公開買付け契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「④本公開買付け契約」をご参照ください。

(注12) BXJB Holdings (CYM) L.P.は、ブラックストーンが管理、助言又は運営するファンドが発行済株式の全てを間接的に保有する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を6,415,200株(所有割合52.99%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(6,415,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(6,415,200株)は、自己株式控除後発行済株式総数に係る議決権の数(121,056個)に3分の2を乗じた数(80,704個。小数点以下を切り上げ。)に単元株式数(100株)を乗じた株式数(8,070,400株)から、不応募合意株式(1,655,200株)を控除した株式数(6,415,200株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者が、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者及び森氏のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として会社法第180条に基づく対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び森氏が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上に係る対象者株式を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本取引の一環として、不応募合意株式に設定された担保権の消滅及び本スクイーズアウト手続の完了後、法第24条第1項但し書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けた後に、森氏が、公開買付者に対して、本株式併合の結果、森氏が本スクイーズアウト手続の完了直後に所有する対象者株式から1株に満たない端数に相当する株式を控除した対象者株式を譲渡すること(以下「本株式譲渡」といいます。)(注13)を予定しております。

また、公開買付者は、本取引の実行後に、対象者を吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを予定しておりますが、本合併の具体的な日程等の詳細については本書提出日現在未定です。

(注13) 本公開買付け契約においては、本株式譲渡により公開買付者が森氏から取得する対象者株式の譲渡価格の総額は、不応募合意株式の数(1,655,200株(所有割合:13.67%))に2,800円を乗じて得られる金額から本スクイーズアウト手続において会社法第180条に基づき行うことを予定している対象者株式の併合に関連して会社法第235条第1項に基づき森氏に交付される端数代金(もしあれば)を控除して得られる金額とすることが合意されております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、公開買付者親会社から受けた出資、並びに株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に関する融資条件の詳細については、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社と別途協議の上、融資契約において定めることとされております。なお、本銀行融資においては、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイーズアウト手続の完了後は、対象者の一定の資産等が担保に供される予定です。

なお、対象者が2024年5月13日付で公表した「MB0の実施予定及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「2024年5月13日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年5月13日開催の対象者取締役会

において、2024年5月13日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者は、上記の決議に際して、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年5月10日付で対象者取締役会に対して提出した答申書（以下「2024年5月10日付答申書」といいます。）の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

対象者は、2024年5月13日付対象者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者から、オーストラリアにおける競争法に基づき必要な許認可等に係る手続等に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、本クリアランス取得までに2024年5月13日から最短で4週間程度かかる見込みであることから、2024年6月中旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨の連絡を受けたとのことです。その後、2024年6月20日付公開買付者プレスリリース及び2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、同国における競争法に基づく手続及び対応に時間を要したことから、それぞれ同日時点でかかる手続対応が完了しておらず、対象者はその旨の連絡を受けたとのことです。また、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、ACCCの最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨、当該当局から通知を受け、2025年2月末日までには、オーストラリアにおける競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始されることを見込んでおり、対象者はその旨の連絡を受けたとのことです。

その後、対象者は、公開買付者が2024年12月20日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2024年12月20日に、公開買付者より、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡すること等を条件に（条件の詳細は上記をご参照ください。）、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けの開始の前提条件がいずれも充足されることが見込まれる、2025年1月下旬を目途に、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者から2024年6月中旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとの連絡を受け、2024年6月13日から審議を再開し、2025年1月30日までに開催された計5回（約3時間）の特別委員会において、各委員に対して、公開買付者における本クリアランスの取得状況を共有したとのことです。また、本特別委員会は、対象者に対して、2024年5月13日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係（詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 特別委員会における判断内容」をご参照ください。)の確認等を行い、対象者取締役会に対し、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること（以下「追加諮問事項」といいます。）について検討を行った結果、2024年5月13日以降、2025年1月30日までの事情を勘案しても2024年5月10日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年1月30日に、対象者取締役会に対して、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない旨の追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年1月31日時点においても、2024年5月13日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年1月31日、会社法第370条による取締役会決議（書面決議）により、対象者の取締役（取締役合計14名のうち、森氏を除く利害関係を有しない取締役13名）の全員一致で、改めて、本公開買付けに対する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

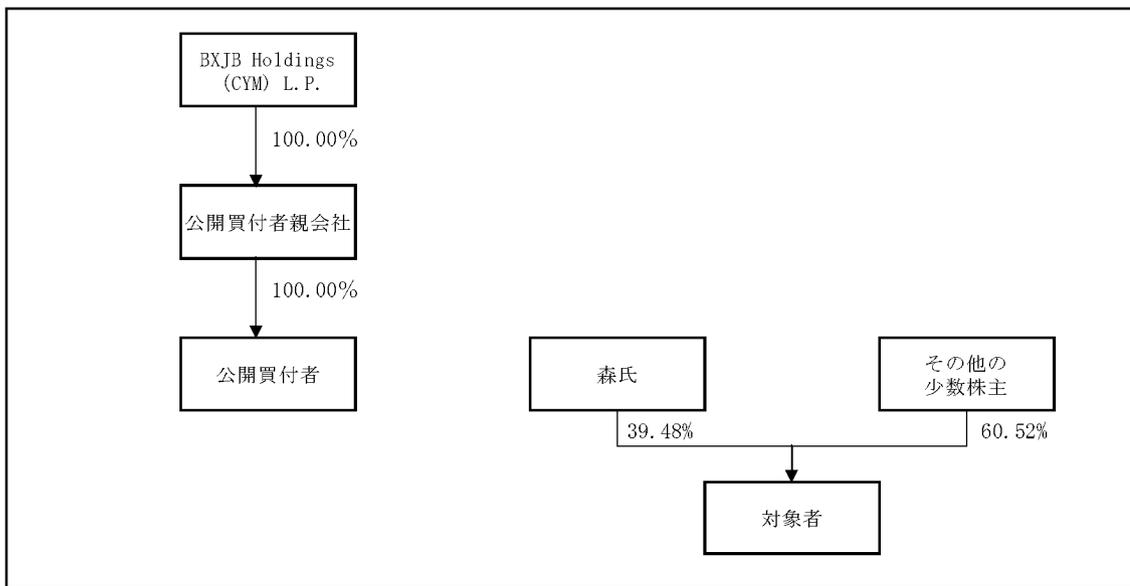
また、上記2024年5月13日及び2025年1月31日開催の対象者取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに対象者株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、2025年1月31日付対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

また、本取引を図で表示すると、大要、以下のとおりとなります。

(i) 本公開買付けの実行前（現状）

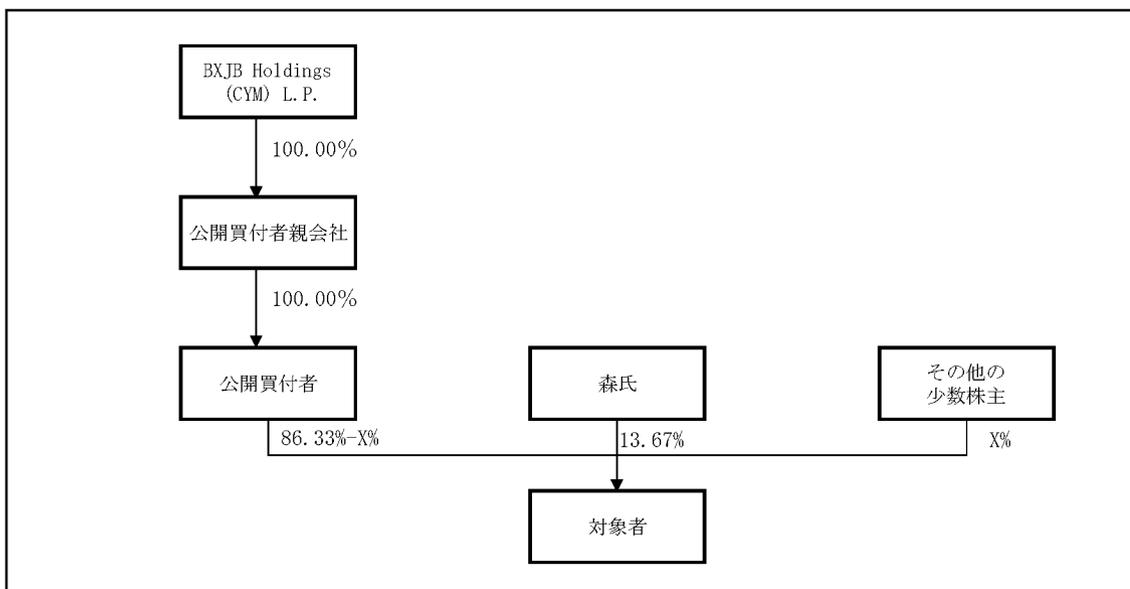
本書提出日現在において、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である森氏が、対象者株式のうち4,779,450株（所有割合：39.48%）、その他の対象者株式をその他の少数株主が所有しております。



(ii) 本公開買付けの実施後

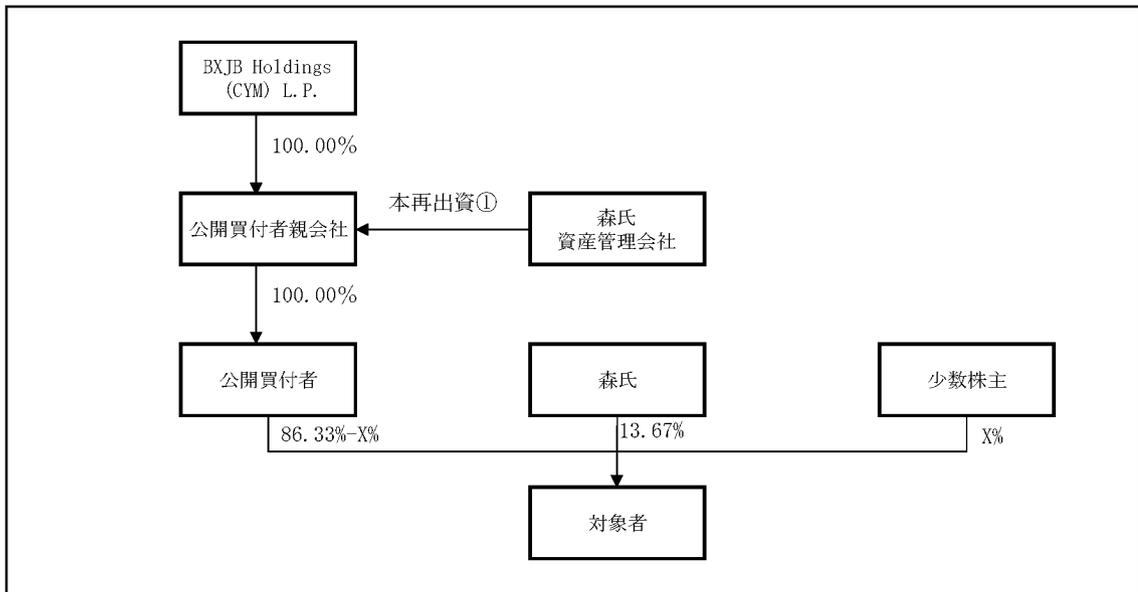
公開買付者は、対象者株式（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）の全てを対象に本公開買付けを実施し、本公開買付けの下限（6,415,200株）を充たす応募がなされ、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済を行います。

なお、公開買付者は、BXアジアファンドから、BXファンド及び公開買付者親会社を經由して、直接又は間接に、16,900,000,000円を限度として公開買付者に対して出資又は融資の方法により資金提供を受けることを予定しているほか、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社から、それぞれ6,000,000千円、4,500,000千円及び4,500,000千円を上限として借入れを行うことを予定しております。当該出資又は融資の詳細は、「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「④ その他資金調達方法」をご参照ください。



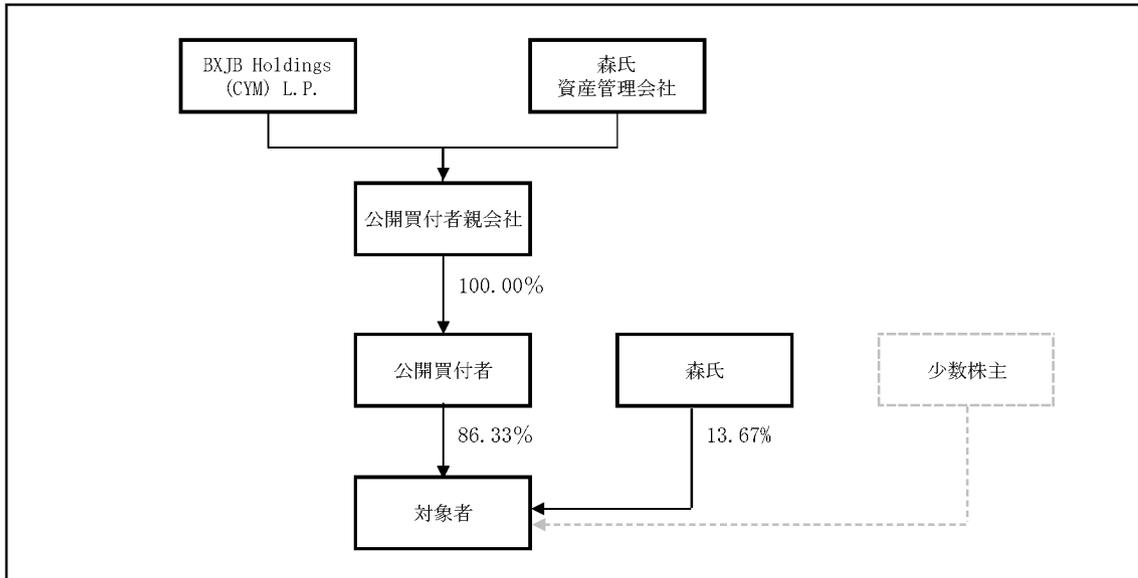
(iii) 本再出資①

本公開買付けの決済完了後に、森氏資産管理会社は、応募合意株式を応募することにより森氏が受領する対価の一部を原資として、これを公開買付者親会社に対して再出資し、公開買付者親会社の普通株式を取得する予定です。



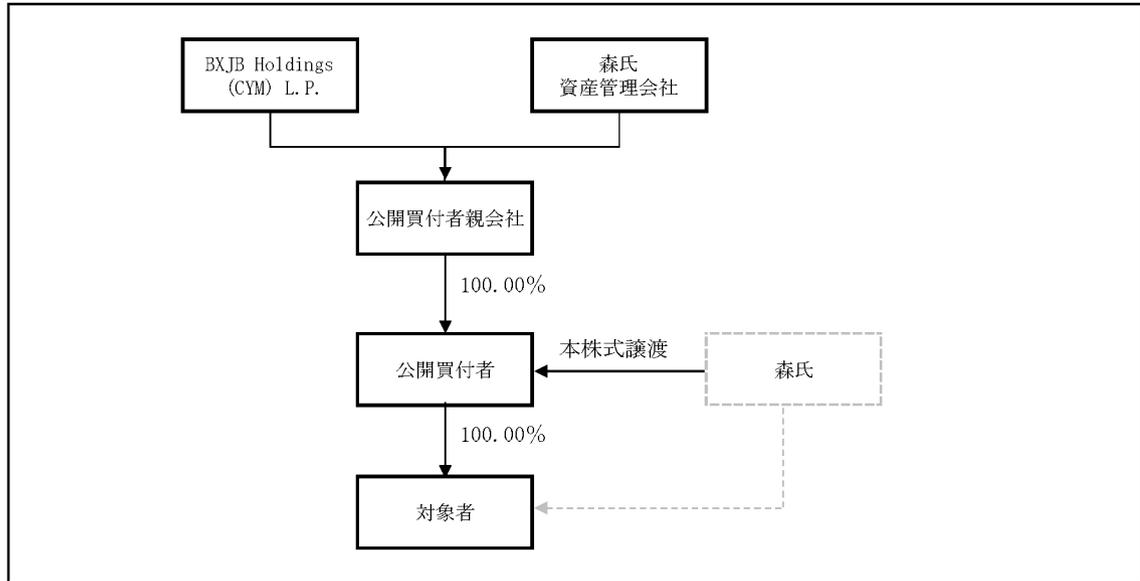
(iv) 本スクイーズアウト手続の実施

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本スクイーズアウト手続の実施を要請し、対象者の株主を公開買付者及び森氏のみとするための手続を実施します。



(v) 本株式譲渡

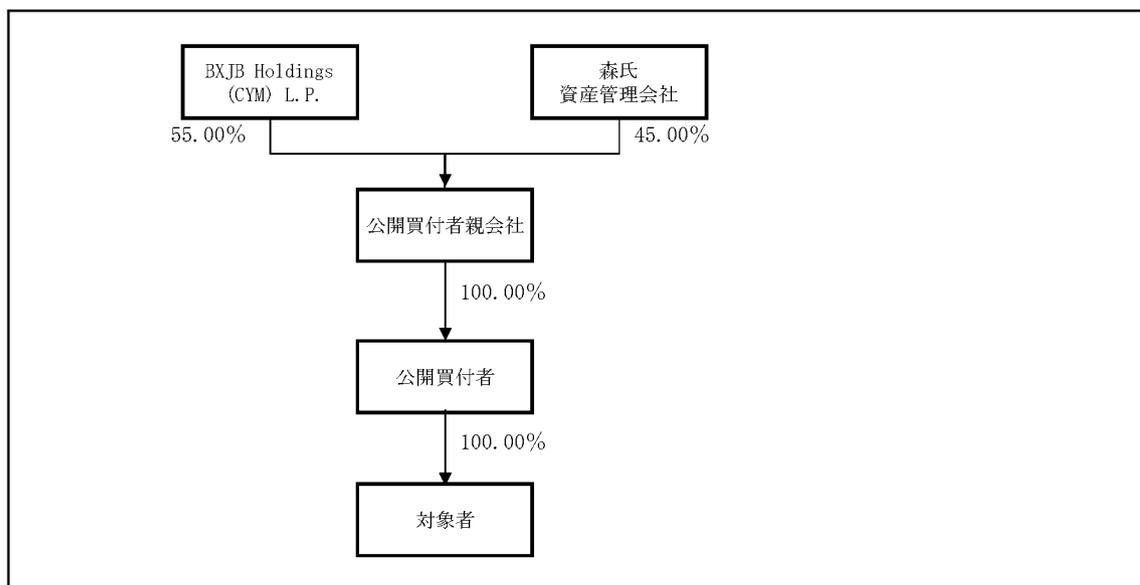
公開買付者は、本取引の一環として、不応募合意株式に設定された担保権の消滅及び本スクイーズアウト手続の完了後、法第24条第1項但し書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けた後に、森氏が、公開買付者に対して、本株式併合の結果、森氏が本スクイーズアウト手続の完了直後に所有する対象者株式から1株に満たない端数に相当する株式を控除した対象者株式を譲渡することを予定しております。



(vi) 本再出資②

森氏資産管理会社が、本株式譲渡によって森氏が取得する、公開買付者に対する代金債権を譲り受けた上でこれを公開買付者親会社に対して再出資し、公開買付者親会社株式を取得する取引を予定しております。本再出資②後の森氏資産管理会社が所有する公開買付者親会社株式に係る議決権数と、ブラックストーンが所有する公開買付者親会社株式に係る議決権数を45.0対55.0の比率にすることを予定しております。

(注14) 本株主間契約（下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」において定義します。）上、BXファンドに限らず、ブラックストーンに該当するファンド等の保有する議決権数を含めて上記議決権比率とすることと規定されていますが、本再出資②直後においては、BXファンド及び森氏資産管理会社のみが公開買付者親会社の株主となる予定であるため、下記スキーム図ではBXファンドのみ表示しています。



(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程は以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、2025年1月31日付対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

ブラックストーンは1985年に設立され、世界最大規模を誇るオルタナティブ投資運用会社です。ブラックストーンは2024年3月31日時点でエクイティ総額約159兆円（注：1ドル=150円、以下同様です。）の資産を運用しており、ブラックストーンの投資運営事業にはプライベート・エクイティ・ファンド、不動産ファンド、ヘッジファンドソリューション、クレジット関連投資、クローズドエンド型ミューチュアル・ファンドが含まれています。本取引の出資主体となるプライベート・エクイティ・ファンドは、グローバルに約47兆円を126のポートフォリオ企業にて運用しております。また、ブラックストーンのプライベート・エクイティチームは東京、シンガポール、ムンバイ、上海、シドニー、ソウルのアジア6拠点を含むグローバルにオフィスを構え、地域ファンド（北米、欧州、アジア、日本等）に分割されず、一つのチームとして活動することで、緊密なグローバル連携が可能となっております。ブラックストーンはヘルスケアを最注力領域の一つとして定め、グローバルな規模・ネットワークを活かし、当該領域において実績を構築してまいりました。また、日本国内では、2007年に東京オフィスを開設して以来、2024年4月12日時点までに事業投資及び不動産投資の分野で累計2兆円を超える投資を実施しております。2019年3月のあゆみ製薬株式会社（以下「あゆみ製薬」といいます。）への資本参加、2021年3月の武田コンシューマーヘルスケア株式会社（現アリナミン製薬株式会社。以下「アリナミン製薬」といいます。）の買収に表されるように、ヘルスケア領域の企業への投資は日本チームの注力テーマとなっております。また、賃貸マンション投資を行うロンドン上場企業Japan Residential Investment Companyの買収やオーストラリア上場企業Astro Japan Property Groupの日本の不動産ポートフォリオの買収、日本での商業施設投資を行うシンガポール上場企業Croesus Retail Trustの買収等、大型かつ上場会社の非公開化案件が多数含まれる点にも特徴がございます。既述のあゆみ製薬及びアリナミン製薬への投資事例に加え、2020年7月の大和ハウス工業株式会社との物流分野における協業開始と物流施設の取得、2020年11月の株式会社三越伊勢丹不動産の買収、2021年10月の近鉄グループホールディングス株式会社所有のホテルポートフォリオ（8物件）の買収、2024年1月のソニー銀行株式会社とのソニーペイメントサービス株式会社の買収等、国内事業会社とのパートナーシップ構築にも積極的に取り組んでおります。

対象者は、1997年4月に、東京都千代田区神田駿河台において治験施設支援事業（以下「SMO事業」といいます。下記Aで詳述します。）を目的に株式会社アイロムとして設立され、2006年10月に対象者の主力事業のひとつであるSMO事業を新設分割によって対象者が新たに設立した連結子会社である株式会社アイロムに承継することで、持株会社体制への移行を実現させると同時に対象者は「株式会社アイロムホールディングス」に商号変更したとのことです。その後、2015年7月にグループ事業の推進及びグループ企業各社の管理機能を担うことを明らかにするため、対象者は「株式会社アイロムグループ」に商号変更し現在に至るとのことです。

また、対象者株式は、2003年10月に株式会社ジャスダック証券取引所に上場し、2005年1月に東京証券取引所市場第一部への上場を経て、現在は、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者、連結子会社22社、及び関連会社1社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されているとのことです。対象者グループは、「憂いなき未来のために。」をブランドプロミスに掲げ、より良い医療環境実現のため、医療関連分野における総合的な医療サポート企業として、全ての人々が健康であり続けることによる持続可能な社会の実現を目指し、グループ各社・各事業間のシナジーにより生み出される総合力を強みに事業のサステナビリティの向上を図り、医療の発展への更なる貢献と、それを通じた人々の健康と生活の質の向上に取り組み、下記「A）SMO事業」乃至「E）創薬事業」の様々な事業を展開しているとのことです。

対象者グループにおける主要セグメントの各事業内容は次のとおりとのことです。

A) SMO事業

「SMO」とは、Site Management Organizationの略語であり、一般に「治験施設支援機関」と訳され、臨床試験（注1）の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託し、代行支援を行う機関をいいます。対象者グループでは臨床試験を実施する医療機関において、臨床試験が円滑に進むようにCRC（注2）が医師や医療スタッフ、患者に対する支援を行っているとのことです。CRO（注3）事業との連携により、医薬品等に関する

臨床試験計画の立案、医療機関及び治験責任医師の選定段階から関与し、第Ⅰ相から第Ⅳ相（注４）にいたる臨床試験の実施に係る支援業務を包括的に受託しているとのことです。臨床試験は、倫理性、科学性及び信頼性の確保が必要であることから、GCP（Good Clinical Practice、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）、治験実施計画書（Protocol）（注５）及びSOP（Standard Operating Procedure、標準業務手順書）等の厳格なルールに基づいて行っているとのことです。

（注１） 「臨床試験」とは、医薬品の開発の過程において、人に対し薬の効果や安全性を調べるために行う試験をいいます。

（注２） 「CRC」とは、Clinical Research Coordinatorの略語であり、一般に「治験コーディネーター」と訳されます。治験実施医療機関において治験が適正かつ円滑に実施できるよう支援するスタッフのことをいいます。

（注３） 「CRO」とは、Contract Research Organizationの略語であり、一般に「開発業務受託機関」と訳されます。製薬企業等から医薬品・医療機器の開発段階での臨床試験や市販後臨床試験等の実施に係る業務の一部又は全部を受託し、代行支援を行う機関をいいます。

（注４） 医薬品の臨床開発に際し実施される目的別試験の種類であり、安全性や薬物の体内での動態等の確認を目的とする試験（第Ⅰ相）、患者における治療効果の探索を主要な目的とする探索的試験（第Ⅱ相）、治療上の利益を証明又は確認することを主要な目的とする検証的試験（第Ⅲ相）、医薬品承認後に治療の使用により有効性と安全性にかかわるさらなる情報収集を目的とした試験（第Ⅳ相）の段階に区分されます。

（注５） 「治験実施計画書」とは、治験を実施するにあたり、治験実施医療機関及び製薬企業等の治験依頼者が遵守しなければならない要件事項（治験の目的、デザイン、方法、統計学的な考察等）を記載した文書のことをいいます。

#### B) CRO事業

対象者グループでは、日本及びオーストラリアにて保有する臨床試験実施施設において、早期臨床試験を実施し、国内外の製薬企業等のグローバル開発を支援しているとのことです。また、国内において、企業主導の臨床試験支援を行うとともに、大学や研究機関等のアカデミアを中心に再生医療等製品や難治性疾患等の医師主導治験・臨床研究の支援を行っているとのことです。

#### C) 先端医療事業

対象者グループでは、高性能かつ安全性の高いベクター技術（注６）を用いて、ワクチンや遺伝子治療製剤の開発及びiPS細胞（注７）関連技術等を基盤とした再生医療領域における研究開発と事業化を行うとともに、医薬品製造受託機関として、臨床用ベクター・遺伝子治療製剤・再生医療等製品などの受託製造を行っているとのことです。また、先端医療技術を活用した化粧品等の製品開発、製造販売及び受託製造等のサービスの提供を行っているとのことです。

（注６） 「ベクター」とは、遺伝子を効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ物質のことをいい、「ベクター技術」とは、当該ベクターを生成する技術のことをいいます。

（注７） 「iPS細胞」とは、induced Pluripotent Stem cellの略語であり、一般的に「人工多能性幹細胞」と訳されます。体細胞に特定の遺伝子を導入することにより樹立される、ヒト等の動物のあらゆる組織、細胞に分化する能力を持つ幹細胞のことをいいます。

#### D) メディカルサポート事業

対象者グループでは、クリニックモール（注８）の設置及び賃貸等やそれに付随する業務、医業コンサルティング等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業、並びに一般医薬品、医薬部外品等の販売を行うEC事業（Electronic Commerce、電子商取引）を主として行っているとのことです。

（注８） 「クリニックモール」とは、同一フロア内に診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療施設のことをいいます。

#### E) 創薬事業

国内外の製薬企業等とのライセンス契約等に基づき、有効性の高い重要なバイオシミラー（注９）等の医薬品の共同開発を行っているとのことです。

（注９） 「バイオシミラー」とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオ医薬品と同等乃至は同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品のことをいいます。

対象者グループを取り巻く事業環境は日進月歩で変化し、再生医療をはじめとした新技術の開発の増加及びグローバル化、開発期間の短縮化、並びに開発手法の変化等により、臨床試験に対するニーズも多様化しているとのことです。「ドラッグ・ラグ（注10）」や「ドラッグ・ロス（注11）」といった問題も顕在化しており、日本の医薬品開発環境における課題の解決や激しい環境変化に対する迅速かつ適切な対応が求められているとのことです。具体的には、医薬品の開発はがんや難治性疾患等の疾患分野の開発が増加しており、そのような疾患の治療法として遺伝子治療や再生医療等の医薬品開発が進められているとのことです。加えて、難治性疾患領域や再生医療等の医薬品開発は、早い段階から患者を含めた臨床試験を実施する傾向があり、早期臨床試験実施施設ではより高い品質や多面にわたる役割が求められているとのことです。さらに、医薬品開発における創薬技術は、低分子医薬品からバイオ医薬品や遺伝子治療、再生医療等に多様化しており、バイオ医薬品市場の拡大や遺伝子治療製剤の開発、iPS細胞を用いた臨床試験が進められているとのことです。

（注10） 「ドラッグ・ラグ」とは、欧米諸国で使える治療薬が、日本において遅れて開発又は承認されることをいいます。

（注11） 「ドラッグ・ロス」とは、欧米諸国で使える治療薬が、日本では開発又は承認されず使えない状況のことをいいます。

このような経営環境の下、対象者グループは、創業以来の中核事業であるSMO事業及びCRO事業の拡大を推進するとともに、グループ戦略として、SMO事業及びCRO事業で創出される資金を原資として、先端医療事業及び創薬事業における医薬品や先端医療技術の開発、メディカルサポート事業のノウハウを活かした設備投資等を行うことで、各事業の事業基盤を強化し、多様化・高度化する市場の要求に応えることができる製品・サービスの品質向上及び研究開発力の強化を実現しているとのことです。具体的には、SMO事業において、専門医療センターや大学病院等の基幹病院との提携を拡大し、あらゆる疾患領域の試験の受託が可能な体制を構築するとともに、がんや難治性疾患等の試験と比較して1試験当たりの規模が大きい、生活習慣病等のプライマリー領域の試験の受託も推進しているとのことです。CRO事業においても、日本・オーストラリア両国にて保有する臨床試験実施施設において、欧米や日本を含むアジア・オセアニア地域の製薬企業等の早期段階の医薬品開発の支援を行うことに加え、受託業務の拡大や統計解析分野の強化に継続的に取り組んでおり、医師主導試験をはじめとする複数の新規試験を受託することで事業基盤の強化を図っているとのことです。先端医療事業及び創薬事業では、上記グループ戦略に基づきSMO事業及びCRO事業で創出される資金を原資として、ワクチンやバイオシミラー等の研究開発を推進しているとのことです。また、先端医療事業において、iPS細胞作製キット「CytoTune-iPS」（注12）のライセンス事業が拡大しており、複数の企業と新規ライセンス契約を締結するとともに、締結済のライセンス契約に基づく当該技術の再実施権が行使される等、ライセンス事業により基盤技術であるセンダイウイルスベクター（注13）を用いた新たな事業機会の創出に取り組んでいるとのことです。

（注12） 「iPS細胞作製キット『CytoTune-iPS』」とは、京都大学の山中伸弥教授のiPS細胞作製に関わる因子と、対象者グループのセンダイウイルスベクター技術を融合させて開発したiPS細胞誘導キットのことをいいます。

（注13） 「センダイウイルスベクター」とは、対象者が独自に開発したベクターです。RNAを骨格としており、臨床研究や動物実験を通じ安全性の高さが確認されている他、遺伝子治療製剤や再生医療分野での利用に高い信頼性と実績を有しております。

一方、森氏は、上記のような大きく変化する経営環境の中で、対象者グループを取り巻く医薬品・医療機器等の開発業界はグローバル化や開発期間の短縮化が進むとともに、開発手法の変化により、臨床試験に対するニーズの多様化が続いている中で、医療機関におけるSMO事業の需要は拡大しており、SMO事業においては人材の確保が課題になっていると考え、また、希少疾患やがん領域において難易度の高い治験が増加していくことが見込まれ、人材教育についても引き続き今後の重要課題となるものと予想しております。CRO事業においても同様のトレンドを背景として伝統的な業態からの改革を求められる局面に差し掛かっていると理解しております。

そのような状況に加え、米国主導での医薬品開発が主流となり、グローバル大手製薬企業も医薬品開発の地として日本への関与を強めている中で、森氏は、対象者グループの更なる企業価値向上のためには競争力のあるグローバルな体制を構築し、案件を獲得していくことが重要であると考えておりました。具体的にはSMO事業を基盤とし、SMO事業で培ったノウハウを生かして国内外にサービスを提供するハイブリッド型総合臨床開発支援をCRO事業で推進し、国内外のCRO事業の買収を通じたグローバルな事業基盤拡大を通じた成長を実現し、海外、特にアジアにおけるヘルスケアプラットフォームに進化することで、対象者グループの企業価値向上に繋がると考えております。

かかる考えの下、森氏は対象者グループの企業価値を向上させる手法の選択肢として、対象者グループがこれまで実行・検討してきた事業変革の更なる加速と、長期的・持続的な事業改革を可能とすべく、独力で対象者グループの企業価値を向上させる手法のみならず、戦略的パートナーとの提携により対象者グループの企業価値を

向上させる手法の可能性についても2021年9月上旬頃から模索し始めました。

森氏が、戦略的パートナーとの提携を含む外部の経営資源のいかなる活用方法があるのかを含めて様々な戦略的オプションを検討している中、かねてより日本国内の投資先について調査・検討を行っていたブラックストーンは、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を介して森氏との間で2022年1月下旬に面談の機会を得て、対象者グループの経営施策について幅広く意見交換を行いました。この面談において、ブラックストーンは、ブラックストーンによる投資先企業に対する一般的な経営支援の概要、ブラックストーンのグローバル及び日本における医薬・製薬業界への投資実績に関して説明を行うとともに、森氏と対象者グループの経営戦略に対する初期的な方向性について、意見交換を行いました。

その後、森氏は、ブラックストーンが対象者グループの事業に深い知見を有していることを認識し、引き続き意見交換を行うことが有用であると判断したことから、ブラックストーンとの間で、対象者グループの経営施策の方向性及び非公開化を含めた様々な資本政策についての協議を継続する方針とし、森氏とブラックストーンは、2022年1月下旬から2024年2月下旬にかけて、対象者グループが属する医薬品・製薬業界の事業環境、当該環境を踏まえた経営施策の方向性、ブラックストーンが実施する対象者グループへの経営支援として想定される内容及び最適な資本構成について、複数回にわたる意見交換を実施してきました。

当該協議の中で、森氏は、今後も対象者グループの既存事業を成長させつつ、事業を多角化するためには、より一層の外部支援が重要であるというブラックストーンとの共通の見解を持ち、世界中にネットワークを有し、国内外で医薬品・製薬事業における多彩な投資実績を有するブラックストーンを高く評価しました。ブラックストーンのグローバルかつ他業界にわたる知見・経験・ネットワークを活用することで、質の高い人材獲得・育成が可能となり、また、競合他社やグローバル大手企業に対抗できる競争力のあるグローバルな経営体制の構築にも繋がり、グローバル規模のヘルスケアプラットフォームへの進化の実現が可能となると考え、加えて、ブラックストーンのメンバーからの高いコミットメントも感じられたため、2024年2月下旬、ブラックストーンが対象者グループの信頼できる最適なパートナーであると判断するに至りました。

なお、森氏は、ブラックストーンとの協議と並行して、2022年1月下旬から2022年8月上旬に大和証券を介して他のプライベート・エクイティ・ファンド複数社とも複数回にわたって面談を行い、対象者グループの経営政策の方向性及び非公開化を含めた資本政策について提案を受けたものの、当該提案の内容、対象者グループ事業への理解度及びこれまでの投資実績を総合的に勘案し、対象者グループの今後の事業を成長させるためのサポートを受けるパートナーとしては、ヘルスケア領域を最注力領域の一つと定め、企業への投資のみならず、医薬品の研究開発段階に資金を提供する世界最大級のライフサイエンスファンド（以下「Bxls」といいます。）を有するブラックストーンがより適切であると判断しました。

一方で、ブラックストーンは、対象者グループが、SMO業界の黎明期より医療・製薬業界の根幹を成す臨床試験において20年以上にわたり医療機関を支援した歴史を有し、国内でトップ水準の事業基盤が構築されていること、業界をリードする技術開発力を有していること、及び医療現場の最前線で医師・看護師への価値提供にこだわり続ける企業文化が根付いていること等を高く評価していた中で、対象者グループが今後中長期的なさらなる成長、企業価値向上を実現するためには、海外事業の拡大やM&Aによる非連続的な成長を含む各種施策が必要であり、一連の施策を迅速に実行していくためには社内の経営資源に限定せず、社外からの人材や経営ノウハウを活用することが有益であると考え、対象者グループが非公開化してブラックストーンをパートナーとし、ブラックストーンが有する知見やネットワークを活用して経営改革を推進することで、例えば最適ナリソース配置や営業戦略の高度化によるSMO事業の更なる拡大や、ブラックストーンのネットワークを活かしたCRO受託機会の拡大等にも繋がり、対象者グループ単独では成し得ない対象者グループの新たな成長が実現でき、より事業規模の大きなヘルスケアサービスプラットフォームへの進化にも期待ができると考えました。ブラックストーンは、具体的には以下のような価値提供が可能であると考えております。

#### (i) 対象者グループの継続的な成長に向けた支援

ブラックストーンは、対象者グループが属する業界においては、がんや希少疾患といった難易度の高い治験が増加する中で、治験の複雑化、症例数の少ない小規模試験の増加及び被験者リクルーティングの難化が進んでおり、それに伴い、患者を効率よく集められる国際共同治験が増加し、求められる人材の量・質の多様化が進んでいると認識しております。ブラックストーンは、今後も国際共同治験の増加が見込まれる中、効率的な案件獲得が重要であると考えており、ブラックストーンのヘルスケア領域における深い知見や国内外のネットワークを活用し、対象者グループのSMO事業及びCRO事業に対してグローバルで競争力のある営業体制の構築を推進し、長期的及び持続的な成長を実現するための支援を行う方針です。

具体的には、ブラックストーンは、Bxlsを傘下に持ち、Bxlsを通じて上市前の後期臨床試験（第Ⅱ相及び第Ⅲ相）の医薬品に対して開発資金を提供しており、豊富な経験、ネットワークを有しておりますが、がん領域の治験は国際共同治験が主である中で、効率的な案件獲得のために、がんや希少疾患を含む幅広いBxls投資案件の対象者グループへの紹介や、Bxlsの人的リソース、ネットワークを活用した顧客開拓並びにブラ

ックストーンの投資先との事業提携の検討に取り組む方針です。

(ii) M&Aによる非連続な成長機会の探索

ブラックストーンは、森氏との協議を通じて、国際共同治験の比率が高まり、グローバル大手CROも日本への関与を強めている中で、対象者グループの今後の中長期的な成長、企業価値向上の実現のためには、国内外でのM&Aによる非連続な成長が必要であると認識しております。ブラックストーンは、対象者グループがグローバル大手CROに対抗できるよう、ブラックストーンのグローバルでのM&Aの経験やネットワークを活かし、日本のみならず海外での買収機会の探索から買収の実行支援にわたるワンストップのM&A支援をする方針です。

(iii) 組織力強化に向けた取組み

上記(i)や(ii)を実現するために、ブラックストーンは、対象者グループの組織力強化に向けた取組みを推進します。具体的には、データアナリティクス(注14)を活用し、AIによって退職リスクが高いと判定された社員に対して配置換え等の離職防止対策を行うことで、離職率低下に繋げていくことを考えております。また、ブラックストーンのネットワークを活用した外部の経営人材の招聘や外部アドバイザーの活用も推進することで、対象者の事業領域における専門性、事業経験や潜在顧客ネットワークを拡張し、更なる成長に繋げていく方針です。加えて、対象者グループの成長を後押しし、経営参画へのモチベーションの向上を促す観点から、業績及び企業価値の成長に見合ったインセンティブ・プランの構築を検討しております。なお、本書提出日現在においてインセンティブ・プランの具体的な内容は未定です。

上記の施策を通じて、ブラックストーンは、対象者グループの組織力をさらに強化する方針です。

(注14) 「データアナリティクス」とは、統計学、機械学習、予測モデリング等の手法やツールを駆使してデータの調査、変換、分析を行い、トレンドやパターンを特定することで重要なインサイトを明らかにし、意思決定の高度化を図るためのプロセスのことをいいます。

ブラックストーンは、2024年2月下旬、ブラックストーン、公開買付者、公開買付者親会社、森氏及び対象者(以下、これらを総称して「公開買付関係者等」といいます。)から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券を、公開買付関係者等から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任し、2024年2月27日に、対象者に対して、ブラックストーンが公開買付者となり、公開買付けを通じて対象者株式の非公開化を行うことについて初期的な意向を表明するとともに、今後の正式な提案に向けて必要な情報の提供を受けるためのデュー・ディリジェンスの実施協力を依頼する提案書(以下「初期提案書」といいます。)を提出し、同日、対象者から、必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨及びデュー・ディリジェンスに協力する旨の連絡を受領しました。なお、初期提案書において、ブラックストーンは、ブラックストーンに加えて森氏が公開買付者となるいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)となる可能性も含めて検討している旨にも言及しました。

その後、ブラックストーンは、2024年3月上旬から対象者に関するデュー・ディリジェンスを開始し、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析し、検討を進め、森氏だけでなく、対象者との間でも本公開買付けの具体化に向けた協議を重ねました。

ブラックストーンと森氏が対象者グループの経営施策の方向性及び非公開化を含めた様々な資本政策についての協議をする中で、ブラックストーンは森氏の経営の能力や経験を高く評価し、ブラックストーンと森氏は、ブラックストーンのヘルスケア領域における深い知見、実績、幅広いネットワークに裏付けられる支援を受けつつ、森氏がこれまでと同様、経営陣としてだけでなく株主として引き続き対象者グループの経営を主導する立場となるマネジメント・バイアウト(MBO)が、対象者グループの事業の安定的な継続、さらには対象者グループの中長期的かつ持続的成長と企業価値の向上のために最も有効な手段であるとの共通認識を有するに至りました。そこで、森氏及びブラックストーンは、2024年3月25日に、対象者に対して、森氏及びブラックストーンが出資する買収目的会社が公開買付者となり、公開買付けを通じて対象者株式の非公開化を行うことについて、意向を表明する意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)を提出し、同日、対象者から、提案内容を検討する旨の連絡を受領しました。

その後、ブラックストーンは、2024年4月中旬まで対象者に関するデュー・ディリジェンスを実施し、かかるデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、森氏と協議し、森氏及びブラックストーンは2024年4月17日に、対象者に対して、本公開買付価格を1株当たり2,400円(2024年4月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株価の終値1,802円に対して33.19%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。))、2024年4月16日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,861円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して28.96%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,896円に対して26.58%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,902円に対して26.18%のプレミアムをそれぞれ加えた価格で

す。)とする提案を対象者に行いました。その後、対象者から、2024年4月19日、本公開買付価格として提案した2,400円は対象者の事業内容や財務情報等を踏まえて検討した本源的価値との関係において不十分であること、類似する事例におけるプレミアム水準を下回っていること等を理由とした本公開買付価格の引上げ要請に加え、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を検討することを求める旨の回答書を受領しました。対象者からのかかる要請を受けて、森氏及びブラックストーンは、2024年5月1日に、対象者に対して、本公開買付価格を2,700円(2024年4月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株価の終値1,812円に対して49.01%、2024年4月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,814円に対して48.84%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,858円に対して45.32%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,912円に対して41.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案に加え、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性があること、特別委員会の設置及び法令に定められた20営業日を上回る30営業日以上の本公開買付け期間の設定を含む十分な他の公正性担保措置が実施されること(なお、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」の「① 届出当初の期間」に記載のとおり、本公開買付けでは、公開買付け期間を20営業日としています。)、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、本公開買付けにおいては買付予定数の下限をマジョリティ・オブ・マイノリティ条件となる株式数には設定しない予定であること、また、本公開買付けの決済開始日前を基準日とする配当(2024年3月期末配当を含みます。)は実施されないことを前提としている旨回答いたしました。その後、対象者から、2024年5月2日、本公開買付価格として提案した2,700円は、対象者の第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。選定の経緯については下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。)による算定結果と比較して対象者の少数株主にとって十分なものは評価できないこと、本公開買付けの決済開始日前を基準日とする配当(2024年3月期末配当を含みます。)は実施されないことを前提としていること及びマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行わないことを考慮すると、対象者の一般株主が長期的に対象者株式を保有し、事業計画の達成を通じて享受することが見込まれる本源的価値をより一層考慮し、本公開買付価格の引上げの検討を要請する旨の回答書を受領しました。対象者からのかかる要請を受けて、森氏及びブラックストーンは、2024年5月7日に、対象者に対して、本公開買付価格を2,800円(2024年5月2日の東京証券取引所プライム市場における対象者株価の終値1,813円に対して54.44%、2024年5月2日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,811円に対して54.61%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,848円に対して51.52%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,915円に対して46.21%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案に加え、本公開買付価格として提案した2,800円は対象者のスタンドアロンを上回る成長の実現を加味したものであること、従来予定されていた期末配当を考慮しても、対象者株主に対して公正な価格による売却価格を提供するものであり、最終の検討結果としてこれ以上の本公開買付価格の引き上げは困難である旨回答しました。その後、対象者から、2024年5月9日、本公開買付価格として提案した2,800円は、対象者の本源的価値が一定程度評価されており、また、足許の対象者の市場株価に対するプレミアム水準という観点においても、類似取引事例と比較して一般的な水準であると認識するものの、対象者の本源的価値が最大限評価されていない可能性があること懸念されることから、対象者の考える対象者の本源的価値に対する認識を説明するとともに、森氏及びブラックストーンが考える対象者の本源的価値に対する認識の説明を要請することに加え、その他未提案の事項があれば提案を求める旨の回答を受領しました。対象者からのかかる要請を受けて、森氏及びブラックストーンは、2024年5月10日に、対象者に対して、対象者の事業計画の各セグメントへの見立てについての考えを説明するとともに、更なる提案価格の引き上げは困難であること、また、本公開買付けについては、本クリアランスの取得が完了している必要があるものの、本クリアランスに係る手続及び対応に一定期間を要することが見込まれることから、本公開買付けは本クリアランスの取得完了後、速やかに実施することを予定している旨回答いたしました。

その後、対象者から、2024年5月10日、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提の下、現時点における対象者の意見として本公開買付価格を2,800円とすることを受諾する旨の回答書を受領しました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年5月13日、本クリアランスの取得が完了していること等の本前提条件が充足されたこと(又は公開買付者により放棄されたこと)を条件として、本取引の一環として、本公開買付価格を2,800円として本公開買付けを実施することを決定し、同日付で2024年5月13日付公開買付者プレスリリースを公表いたしました。

その後、対象者は2024年11月6日に対象者第28期半期報告書を提出しておりますが、その内容を踏まえても、公開買付者として、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと考え、本公開買付価格を変更せず本公開買付けを開始することといたしました。

また、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、オーストラリアの競争法に基づく本クリアランスの取得は、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内にCMAXの株式を譲渡すること等を条件としておりますが、公開買付

者といたしましては、本公開買付価格は、CMAXを含む対象者グループとブラックストーンのシナジーを織り込んだ価格にはなっておらず、CMAXの株式を公正であると考えられる条件で第三者に売却することを想定した場合に公開買付価格に与える影響はないと考えたことから、本公開買付価格を変更する必要はないと判断いたしました。

加えて、公開買付者は、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースでは、本公開買付けの公開買付期間について原則として30営業日とする旨公表していたところ、これを20営業日としておりますが、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約8ヶ月に亘るため、対象者の一般株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会が確保されているものと考えております。なお、公開買付期間を20営業日に設定することを除き、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

公開買付者は、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したため、上記のような、2024年5月13日付公開買付者プレスリリース公表後における、本公開買付けの取引条件に係る公開買付者の検討状況を踏まえ、2024年12月20日、森氏に対して、本公開買付価格を変更せず、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースでは、公開買付期間については30営業日とする旨公表していたところ、20営業日として本公開買付けを開始する旨の意向を口頭で伝達し、森氏は、公開買付者の本公開買付けに係る上記の意向に同意しました。さらに、公開買付者は、同日、対象者に対しても、上記の意向を書面にて伝達いたしました。

その後、森氏（森氏資産管理会社としての立場を含みます。）及び公開買付者は、本特別委員会から面談要請を受け、2025年1月16日、本特別委員会と面談を実施し、森氏及び公開買付者は、本公開買付けに係る本クリアランスの取得に至るまでのACCCとの交渉の経緯、本公開買付価格を変更せず本公開買付けを開始すること及び公開買付期間を20営業日に設定することに関して、本特別委員会と質疑応答を行いました。

以上の協議及び検討を踏まえ、公開買付者は、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた金融商品取引法及び東京証券取引所における開示規制並びに実務手続上必要となる準備が整ったこと、2025年1月30日、対象者から、対象者が設置した本特別委員会が、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が追加答申書を提出したとの連絡を受けたこと、並びに、公開買付者は、2025年1月31日、その他の本前提条件がいずれも充足されたこと（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること）を確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本取引の一環として、本公開買付けを2025年2月3日より開始することといたしました。

## ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

2025年1月31日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年2月27日にブラックストーンから本取引に関する協議・交渉の申入れを受けるとともに、同日に初期提案書の提出を受けたとのことです。対象者は同日に本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨を回答し、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本取引の公正性を担保すべく、2024年3月11日に公開買付関係者等から独立したリーガル・アドバイザーとしてシテューワ法律事務所を、公開買付関係者等から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてKPMGをそれぞれ選任したとのことです。

また、本取引については、森氏と、対象者又は対象者の一般株主との間に構造的な利益相反が存在することを踏まえ、本取引の是非や取引条件の妥当性についての検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保する観点から、対象者は、2024年3月11日に、初期提案書に記載された本取引の提案を検討するための特別委員会（特別委員会の委員の構成、付与された権限及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。

上記体制の下、対象者は、初期提案書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、また、本特別委員会との間で事前に交渉方針を相談・検討するとともに、公開買付者から本取引の条件についての提案を受けたときに具体的な提案金額や提案理由に関する意見や指示を受ける等、交渉上重要な局面における本特別委員会による意見、指示、要請等

を受けて、シティニューワ法律事務所及びKPMGの助言を受けながら、ブラックストーンとの間で複数回に亘る協議を重ねた上で本取引の妥当性について検討したとのことです。

具体的には、対象者は、森氏及びブラックストーンから、2024年4月17日に、本公開買付価格を1株当たり2,400円とする旨の提案を受けた後、2024年4月19日、森氏及びブラックストーンに対して、本特別委員会の意見も踏まえた上で、シティニューワ法律事務所及びKPMGからの助言も受けながら検討した結果、本公開買付価格として提案された2,400円は対象者の事業内容や財務情報等を踏まえた対象者株式の本源的価値との関係において極めて不十分な価格であること、近時の他のMBO事例におけるプレミアム水準との比較においても十分な水準ではないことから、本公開買付価格の引上げに加え、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することを要請したとのことです。その後、森氏及びブラックストーンは、2024年5月1日に、対象者に対して、本公開買付価格を2,700円とする提案に加え、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性があること、公開買付者及び対象者において、特別委員会の設置及び令に定められた20営業日を上回る30営業日以上公開買付期間の設定を含む十分な他の公正性担保措置が実施されること（なお、本公開買付けにおいては、最終的に公開買付期間が20営業日と設定されていますが、その点に関する本特別委員会の検討内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 特別委員会における判断内容」をご参照ください。)で対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、本公開買付けにおいては買付予定数の下限をマジョリティ・オブ・マイノリティ条件となる株式数には設定しない予定であること、また、本公開買付けの決済開始日前を基準日とする配当(2024年3月期末配当を含みます。)が実施されないことを前提としている旨回答したとのことです。対象者は、KPMGから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、2024年5月2日に、森氏及びブラックストーンに対して、本公開買付価格として提案された2,700円は依然として対象者の少数株主にとって十分なものとは評価できず、加えてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行わない場合においては、より高い本公開買付価格を含めた取引条件を対象者の少数株主に提示することが本公開買付けの成立の安定性を担保するものであるとして、本公開買付価格の引上げを再度要請したとのことです。そして、森氏及びブラックストーンは、2024年5月7日に、対象者に対して、本公開買付価格を2,800円とする提案に加え、最終の検討結果としてこれ以上の本公開買付価格の引上げは困難である旨回答したとのことです。対象者は、シティニューワ法律事務所及びKPMGからの助言及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、2024年5月9日に、森氏及びブラックストーンに対して、本公開買付価格として提案された2,800円は、対象者の本源的価値が一定程度評価されており、また、足許の対象者の市場株価に対するプレミアム水準という観点においても、類似取引事例と比較して一般的な水準であると認識するものの、対象者が考える本源的価値が最大限評価されていない可能性があること懸念していることから、対象者が考える対象者の本源的価値に対する認識を説明するとともに、森氏及びブラックストーンが考える対象者の本源的価値に対する認識の説明を要請することに加え、その他未提案の事項があれば提案を求める旨を要請したとのことです。対象者からのかかる要請を受けて、森氏及びブラックストーンから、2024年5月10日に、森氏及びブラックストーンが考える対象者の事業計画の各セグメントへの見立てについての考えを受けるとともに、対象者の将来性や事業の成長性に対して疑いはなく、対象者が2024年5月9日に対象者から説明した対象者の本源的価値に対する認識も理解した上での提案であることから更なる提案価格の引上げは困難であるため、本公開買付価格を2,800円に維持するという提案に加えて、本公開買付けについては、本クリアランスの取得が完了している必要があるものの、本クリアランスに係る手続及び対応に一定期間を要することが見込まれることから、本公開買付けは本クリアランスの取得完了後、速やかに実施することを予定している旨回答を受けたとのことです。その後、森氏及びブラックストーンに対して、2024年5月10日、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役会決議を経てなされるという前提の下、現時点における対象者の意見として本公開買付価格を2,800円とする旨の提案を受諾する旨を回答したとのことです。

さらに、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2024年5月10日付答申書の提出を受けたとのことです(2024年5月10日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)

その上で、対象者は、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言及びKPMGから2024年5月10日付で取得した本株式価値算定書(下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等

の価格」の「算定の経緯」の「（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年5月10日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。対象者としては、本「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者グループを取り巻く事業環境は日々変化し、再生医療をはじめとした新技術の開発の増加及びグローバル化、開発期間の短縮化、並びに開発手法の変化等により、臨床試験に対するニーズも多様化しており、また、「ドラッグ・ラグ」や「ドラッグ・ロス」といった問題も顕在化しており、日本の医薬品開発環境における課題の解決や激しい環境変化に対して、迅速かつ適切な対応が求められていると認識しているとのこと。このような経営環境の下、対象者グループは、具体的に以下のように経営課題を捉えた上で、各経営課題に対する施策に取り組んでいるとのこと。

a) 収益力の向上

対象者グループは、新しい医薬品・医療技術の発展に貢献すべく、遺伝子治療や再生医療といった先端医療分野における自社開発や受託製造、開発支援等に注力しておりますが、先端医療事業及び創薬事業において安定した収益を確保するには相応の時間がかかるものであり、SMO事業・CRO事業・メディカルサポート事業での、収益力の向上が課題であると考えているとのこと。これについては、SMO事業において、開発ニーズの高い領域をターゲットに案件の獲得に努めるとともに、支援内容に応じた適切な受託単価の設定や人的資源の適正配置により収益及び利益の向上を図っているとのこと。CRO事業においては、海外及び国内における早期臨床試験の受託拡大に努めるとともに、アカデミアや再生医療等製品の新規臨床試験の受託を拡大するための取組みを強化しているとのこと。また、メディカルサポート事業において、クリニックモール事業における運営施設の収益性の向上を図っているとのこと。先端医療事業においては、iPS細胞作製キットの販売やiPS細胞を作製する技術の特許実施許諾に関わるライセンス事業の推進による収益確保に加え、iPS細胞培養上清液を原料に用いた化粧品の販売及び一般用医薬品、医薬部外品等の販売を行うEC事業により、収益及び利益の拡大を図っているとのこと。さらに、対象者グループの優れた遺伝子導入技術を用いた遺伝子治療製剤や遺伝子編集技術など、新たな医薬品・再生医療等製品の創出に努めるとともに、主要パイプラインの早期ライセンスアウトを目指しているとのこと。

b) 資金調達

対象者グループでは、人材の確保や研究開発等のための継続的な投資を行っているとのこと。これらの投資は今後の成長のために必要なものと考えており、製薬企業等との共同研究による開発資金の確保や金融機関・資本市場等を通じた資金調達の可能性を必要に応じて検討しているとのこと。

c) 内部管理体制の整備

対象者グループは従来から、取締役に対する監督機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおり、意思決定の透明性・迅速性を高めるべく内部管理体制の整備を行っているとのこと。また、対象者グループはM&A等により業容拡大を図っており、新たにグループ化した関係会社等と理念やビジョン等を共有し、人材・組織・インフラ等の統合を含む実質的な経営統合を早期に実現することが重要と考えているとのこと。そのような中、関係会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めているとのこと。さらに、定期的に業務、業績及びその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、業務又は業績に重要な影響を及ぼし得る事項については、対象者の事前承認を必要とする体制を確保することで、関係会社等の経営内容を的確に把握し、管理する内部環境整備に努めているとのこと。

d) 業務品質の確保

医薬品開発を取り巻く環境は日進月歩で変化し、再生医療をはじめとした新技術の開発の増加や開発のグローバル化、開発期間の短縮化、並びに開発手法の変化等により、臨床試験に対するニーズも多様化し、そのような変化に伴い、倫理性・科学性・信頼性等の品質に係る関連法規制も複雑化・厳格化していると考えているとのこと。対象者グループでは、創業以来、品質を確保するためのプロセス構築と管理を重視しており、プロセスを可視化し、常に検証・改善するとともに、グループ内の業務手順を統一することで、高いレベルでの品質の標準化と迅速な試験実施支援に努めているとのこと。

e) 人材の確保

SMO事業におけるCRC・SMA（注15）やCRO事業におけるCRA（注16）・DM（注17）、先端医療事業における研

究開発・ベクター製造・細胞培養加工等の人材等、各事業の成長に適した人材の確保が必要であり、対象者グループでは、人材の採用及び人材育成を重要な課題と考えて取り組んでいるとのことです。

(注15) 「SMA」とは、Site Management Associateの略語であり、一般に「治験事務局担当者」と訳されます。SMOにおいて、治験に関する事務的な業務を全面的に支援する業務を行うスタッフのことをいいます。

(注16) 「CRA」とは、Clinical Research Associateの略語であり、一般に「臨床開発モニター」と訳されます。CROにおいて、医薬品開発のための臨床試験及び臨床研究が適切に実施されているかを監視する業務を行うスタッフのことをいいます。

(注17) 「DM」とは、Data Managerの略語であり、一般に「データマネージャー」と訳されます。CROにおいて、臨床試験及び臨床研究に係るデータの品質管理業務を行うスタッフのことをいいます。

そして、公開買付者は、協議・交渉の過程において「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者について、今後中長期的な企業価値向上の実現のためには、海外事業の拡大やM&Aによる非連続的な成長を含む各種施策を通じた競争力のあるグローバルな体制の構築が必要であると認識しており、ブラックストーンが有する知見やネットワークを活用して経営改革を推進することで、最適ナリソース配置や営業戦略の高度化によるSMO事業の更なる拡大や、ブラックストーンのネットワークを活かしたCRO受託機会の拡大等にも繋がり、対象者グループ単独では成し得ない対象者グループの新たな成長が実現でき、より事業規模の大きなヘルスケアサービスプラットフォームへの進化にも期待ができると考えていることを対象者に対して伝達し、対象者としても、これらの施策は、対象者が認識する経営課題に対する取組みの加速及び対象者の中長期的な更なる企業価値向上のために積極的に推進していくべき施策であると認識しているとのことです。

上記を踏まえ、対象者は、本取引が対象者グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断したとのことです。

なお、対象者が対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、対象者の現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれないとのことです。加えて、対象者の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、また、対象者が非公開化することにより、人材確保に影響が生じることは考え得るものの、対象者がこれまで培ってきたブランド力・知名度により、対象者の非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること、さらに、コーポレートガバナンス・コード等への対応のために増加を続けていた上場維持費用や金融商品取引法上の開示及び監査対応に係るリソース及び費用、IR関連費用等株主対応に関する経営資源を他の経営課題の解決に振り分けることが可能になる等の理由から、非公開化のデメリットは限定的であると考えているとのことです。

そのため、対象者は2024年5月13日開催の取締役会において、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。

対象者は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格が、(a)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMGによる対象者株式の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2024年5月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株価の終値1,850円に対して51.35%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,811円に対して54.61%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,837円に対して52.42%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,912円に対して46.44%のプレミアムがそれぞれ加算されており、近時の他のMBO事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保にむけて－」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2024年4月15日までに公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件の事例、56件（公開買付け未実施・不成立の事例及び対象会社の賛同又は応募推奨がない事例は除外））におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値に対して42.44%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して45.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.52%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に

対して48.57%。小数点以下第三位を四捨五入。)を上回っていることから、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)本公開買付け価格が、上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、対象者と森氏及びブラックストーンとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、KPMGによる対象者株式の株式価値に係る算定結果の内容や、シティユーワ法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本特別委員会による意見、指示、要請等を受けた上で森氏及びブラックストーンとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額(1株2,400円)よりも、1株当たり400円(16.7%) (小数点以下第二位を四捨五入)引き上げられた価格で提案された価格であること、(e)本公開買付け価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2024年5月10日付答申書においても妥当であると判断されていることから、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付け価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、2024年5月13日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議していたとのことです。

また、上記2024年5月13日開催の取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が対象者取締役会に対して提出した2024年5月10日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、オーストラリアにおける競争法に基づき必要な手続に関する現地法律事務所のアドバイスを得ながら、かかる手続の完了に向けて関係当局等との交渉を進めていたとのことです。2024年6月20日付公開買付者プレスリリース及び2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせしておりましたとおり、それぞれ同日時点でかかる手続及び対応が完了しておりませんでした。また、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、ACCCの最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨、当該当局から通知を受けておりました。

その後、対象者は、2024年12月20日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2024年12月20日に、公開買付者より、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡すること等を条件に、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けの開始の前提条件がいずれも充足されることが見込まれる、2025年1月下旬を目途に、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者が2024年6月中旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指していたことを受け、2024年6月13日から審議を再開し、2025年1月30日までに開催された計5回(約3時間)の特別委員会において、各委員に対して、公開買付者における本クリアランスの取得状況を共有したとのことです。また、本特別委員会は、対象者に対して、2024年5月13日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係(詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 特別委員会における判断内容」をご参照ください。)の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2024年5月13日以降、2025年1月30日までの事情を勘案しても2024年5月10日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年1月30日に、対象者取締役会に対して、追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年1月31日時点においても、2024年5月13日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年1月31日に、会社法第370条による取締役会決議（書面決議）により、対象者の取締役（取締役合計14名のうち、森氏を除く利害関係を有しない取締役13名）の全員一致で、改めて、本公開買付けに対する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記の2024年5月13日付及び2025年1月31日付の対象者取締役会の決議の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、森氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しているとのことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記の2024年5月13日付及び2025年1月31日付の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

### ③ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、森氏資産管理会社は、本再出資により公開買付者親会社の株式の一部を取得し、森氏は本公開買付け終了後も継続して対象者グループの経営にあたることを予定しており、上記「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定です。本公開買付け実施後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引の完了後、対象者と協議しながら決定していく予定ですが、BXファンド、森氏及び森氏資産管理会社は、2024年5月13日付で、本合併、本取引後の公開買付者親会社、公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者親会社株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、本取引完了後の対象者の取締役の員数を5名（代表取締役社長は2名）とし、そのうちBXファンドが3名（代表取締役社長1名を含みます。）、森氏及び森氏資産管理会社が2名（代表取締役社長1名を含みます。）をそれぞれ指名することに合意しております。

本株主間契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本株主間契約」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引及び本再出資の実行後に、本合併を行うことを予定しておりますが、その時期については、本書提出日現在未定です。なお、公開買付者は、対象者の役員を含む現状の経営体制を維持する方針であり、本取引後も引き続き職務を遂行していただくことを予定しておりますが、公開買付者と森氏以外の対象者の取締役との間には、本取引後の役員就任やその処遇について何らの合意も行っておらず、本取引後の具体的な役員の処遇は本書提出日現在未定です。

ブラックストーンとしては、ブラックストーンが国内外で有するヘルスケアネットワーク及び各種経営支援リソースを結集し、対象者グループの成長を支援する予定です。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、2025年1月31日付対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
- ④ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認
- ⑤ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため

の措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買取に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法による本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本書提出日現在、2025年4月から5月を予定しております。なお、公開買付者及び森氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び森氏を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

なお、本株式併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者及び森氏のみが対象者株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び森氏を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう要請する予定です。本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する対象者の一般株主の権利保護を目的とした規定として、本株式併合がなされた場合であっても、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、森氏及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、森氏及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、森氏及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上に関する具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時

点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本公開買付契約

公開買付者は、公開買付者親会社及びBXファンドとともに、2024年5月13日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本取引に関し、以下の内容を含む本公開買付契約を締結しております（注1）。また、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者親会社及びBXファンドとともに、2025年1月31日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本公開買付契約の一部を変更し、公開買付期間を30営業日から20営業日に変更する旨を合意しております。なお、本公開買付契約及び下記②本株主間契約以外に、公開買付者と森氏及び森氏資産管理会社との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から森氏及び森氏資産管理会社に対して供される対価は存在しません。

- (i) 森氏が所有する対象者株式のうち応募合意株式（3,124,250株、所有割合：25.81%）について本公開買付けへ応募すること
- (ii) 森氏が所有する対象者株式のうち不応募合意株式（1,655,200株、所有割合：13.67%）について本公開買付けに応募しないこと
- (iii) 森氏がその親族である森利恵氏（825,000株、所有割合：6.82%）及び森龍介氏（75,000株、所有割合：0.62%）をして本公開買付けに応募させるよう努力すること
- (iv) 本公開買付け、本再出資①、本スクイーズアウト手続、本株式譲渡、本再出資②で構成される本取引を実施することにより、対象者株式を非公開化した上で、対象者を公開買付者親会社及び公開買付者の完全子会社とし、かつ、BXファンド及び森氏資産管理会社が議決権比率55.0対45.0でそれぞれ公開買付者親会社の株主となること
- (v) 森氏が、本公開買付けに係る決済開始日の2営業日後の日までに、不応募合意株式に設定されている担保権の被担保債務を全額完済し、かかる担保権を消滅させること

(注1) 本公開買付契約において、公開買付者、公開買付者親会社及びBXファンドは、(i)適法な設立、有効な存続及び権利能力、(ii)本公開買付契約の締結及び履行の手続の完全な履行、(iii)本公開買付契約の強制執行可能性、(iv)本公開買付契約の締結及び履行の法令等の違反の不存在、(v)本公開買付契約の締結及び履行に係る許認可等の取得・履践等、(vi)倒産原因の不存在、並びに(vii)反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。また、森氏及び森氏資産管理会社は、(i)本公開買付契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能並びに行為能力を有すること、(ii)本公開買付契約の強制執行可能性、(iii)本公開買付契約の締結及び履行の法令等の違反の不存在、(iv)本公開買付契約の締結及び履行に係る許認可等の取得・履践等、(v)対象者株式及び森氏資産管理会社の発行済株式に対する権利に関する事項、(vi)倒産原因の不存在、(vii)腐敗防止関連法令の遵守、並びに(viii)反社会的勢力との関係の不存在について、表明及び保証を行っております。また、森氏及び森氏資産管理会社は、対象者グループについて、(i)適法な設立、有効な存続及び権利能力、(ii)本公開買付契約の締結及び履行の法令等の違反の不存在、(iii)本公開買付契約の締結及び履行に係る許認可等の取得・履践等、(iv)倒産原因の不存在、(v)反社会的勢力との関係の不存在、(vi)対象者株式に対する権利に関する事項、(vii)対象者グループに属する子会社及び関連会社、(viii)法令違反・訴訟等の不存在、(ix)未公表の重要事実の不存在、並びに(x)腐敗防止関連法令の遵守について、表明及び保証を行っております。

② 本株主間契約

BXファンドは、2024年5月13日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本取引後の公開買付者親会社、公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者親会社株式の取扱いに関して、以下の内容を含む本株主間契約を締結しております（注2）。

- (i) 公開買付者親会社及び公開買付者（本合併の効力発生日以降は公開買付者を除きます。）の取締役の員数は1名とし、BXファンドが指名する。
- (ii) 本取引完了後における対象者の取締役の員数を5名（代表取締役社長は2名）とし、そのうち森氏及び森氏資産管理会社が2名（代表取締役社長1名を含みます。）を指名し、BXファンドが3名（代表取締役社長1名を含みます。）を指名する。
- (iii) 本取引完了後における対象者の監査役の員数を3名以内とし、いずれもBXファンドが指名する。

- (iv) 森氏資産管理会社は、その保有する公開買付者親会社株式の全部又は一部について、BXファンドの事前の書面による承諾がない限り、直接又は間接的に譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行うことはできない。
- (v) BXファンドは、第三者（以下「本株式譲受人」といいます。）に対して、保有する公開買付者親会社株式の全部又は一部（但し、総議決権数の10%超となる株式の譲渡の場合に限ります。）の譲渡を行おうとする場合、森氏資産管理会社が保有する公開買付者親会社株式の全部又は一部を、本株式譲受人又はBXファンドが指定する他の第三者に対して、BXファンドが売却する条件と同一の条件で売却するよう森氏資産管理会社に対して請求できる。
- (vi) 森氏資産管理会社は、BXファンドが本株式譲受人に対して、保有する公開買付者親会社株式の全部の譲渡を行おうとする場合、森氏資産管理会社が保有する公開買付者親会社株式の全部又は一部を、BXファンドが本株式譲受人に対して売却する条件と同一の条件で本株式譲受人に対して売却することをBXファンドに請求することができる。
- (注2) 本株主間契約において、BXファンドは、(i)適法な設立、有効な存続及び権利能力、(ii)本株主間契約の締結及び履行の手續の完全な履行、(iii)本株主間契約の強制執行可能性、(iv)本株主間契約の締結及び履行の法令等の違反の不存在、(v)本株主間契約の締結及び履行に係る許認可等の取得・履践等、(vi)倒産原因の不存在、並びに(vii)反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。また、森氏及び森氏資産管理会社は、(i)森氏資産管理会社にあつては適法な設立、有効な存続及び権利能力、(ii)本株主間契約の締結及び履行の手續の完全な履行（森氏にあつては、本株主間契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能並びに行為能力を有すること）、(iii)本株主間契約の強制執行可能性、(iv)本株主間契約の締結及び履行の法令等の違反の不存在、(v)本株主間契約の締結及び履行に係る許認可等の取得・履践等、(vi)森氏及び森氏の親族の有する森氏資産管理会社の発行済株式に対する権利に関する事項、(vii)倒産原因の不存在、(viii)腐敗防止関連法令の遵守、(ix)反社会的勢力との関係の不存在、並びに(x)森氏、森氏資産管理会社、対象者、森氏の指名する取締役、森氏資産管理会社若しくは対象者の取締役、森氏資産管理会社の株主又は持分権者におけるデフォルト事由の不存在について、表明及び保証を行っております。

(7) オーストラリア競争法上のクリアランス取得の際にACCCと合意した措置の実施

公開買付者は、対象者をして、公開買付者が本公開買付けにより対象者の株式を取得すること（以下「本株式取得」といいます。）に関して、ACCCから競争法上のクリアランスを取得する過程でACCCとの間で合意した措置を実施するため、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者に譲渡させます。詳細は下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年2月3日（月曜日）から2025年3月4日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	2025年2月3日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、公開買付期間は30営業日、2025年3月18日（火曜日）までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先      ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社  
 東京都港区虎ノ門五丁目1番4号  
 03-4577-8400  
 代表取締役      坂本 篤彦  
 確認受付時間      平日10時から17時まで

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金2,800円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ( )	—
株券等預託証券 ( )	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が公表している財務情報等の資料、対象者に対して2024年3月上旬から2024年4月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日（2024年5月13日）の前営業日である2024年5月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（1,850円）並びに過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,811円、1,837円及び1,912円）の推移を参考にいたしました。なお、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。</p> <p>本公開買付価格2,800円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年5月10日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値1,850円に対して51.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,811円に対して54.61%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,837円に対して52.42%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,912円に対して46.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、森氏とブラックストーンは、2022年1月下旬の面談以降、複数回の意見交換を重ね、森氏とブラックストーンがパートナーとして本取引を行うことが最適であると判断した後、ブラックストーンは、2024年3月上旬から対象者に関するデュー・ディリジェンスを開始し、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析し、検討を進め、森氏だけでなく、対象者との間でも本公開買付けの具体化に向けた協議を重ね、2024年3月25日、対象者に対して意向表明書を提出いたしました。これを受け対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、2024年3月11日に、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付関係者等から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティューワ法律事務所を、公開買付関係者等から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてKPMGをそれぞれ選任するとともに、KPMGに対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。また、対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・パイアウト (MBO) に該当するものであり、構造的な利益相反の問題が存在するために、対象者の一般株主の皆様の保護を目的として、本取引における本公開買付価格の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、下記「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2024年3月11日に、公開買付関係者等及び対象者から独立した、対象者の社外取締役4名によって構成される、本特別委員会を設置することを、取締役会において決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員の構成、付与された権限及び具体的な活動内容等については、下記「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。その上で、公開買付関係者等と対象者は、本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。公開買付者関係者等は、対象者及び本特別委員会との間で、本取引の意義・目的や、本取引によって発現が見込まれるシナジー等について協議を継続してまいりました。また、ブラックストーンは、2024年3月上旬から4月中旬にかけて対象者に対してデュー・ディリジェンスを実施いたしました。その後、森氏及びブラックストーンは、2024年4月17日以降、対象者との間で、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付価格に関して複数回に亘る協議及び交渉を重ねてまいりました。</p> <p>これらの協議・交渉の結果、2024年5月11日、対象者から、本公開買付価格を2,800円とすることを受諾する旨の回答書を受領し、公開買付者は、2024年5月13日、本クリアランスの取得が完了していること等の本前提条件が充足されたこと（又は公開買付者により放棄されたこと）を条件として、本取引の一環として、対象者株式1株当たりの本公開買付価格を2,800円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年5月13日、本クリアランスの取得が完了していること等の本前提条件が充足されたこと（又は公開買付者により放棄されたこと）を条件として、本取引の一環として、本公開買付価格を2,800円として本公開買付けを実施することを決定し、同日付で2024年5月13日付公開買付者プレスリリースを公表いたしました。</p> <p>その後、対象者は2024年11月6日に対象者第28期半期報告書を提出しておりますが、その内容を踏まえても、公開買付者として、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと考え、本公開買付価格を変更せず本公開買付けを開始することといたしました。</p>
-------	--

また、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、オーストラリアの競争法に基づく本クリアランスの取得は、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内にCMAXの株式を譲渡すること等を条件としておりますが、公開買付者としたしましては、本公開買付け価格は、CMAXを含む対象者グループとブラックストーンのシナジーを織り込んだ価格にはなっており、CMAXの株式を公正であると考えられる条件で第三者に売却することを想定した場合に公開買付け価格に与える影響はないと考えたことから、本公開買付け価格を変更する必要はないと判断いたしました。

加えて、公開買付者は、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースでは、本公開買付けの公開買付け期間について原則として30営業日とする旨公表していたところ、これを20営業日としておりますが、本公開買付け価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約8ヶ月に亘るため、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会が確保されているものと考えております。なお、公開買付け期間を20営業日に設定することを除き、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

公開買付者は、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続き及び対応が完了したため、上記のような、2024年5月13日付公開買付者プレスリリース公表後における、本公開買付けの取引条件に係る公開買付者の検討状況を踏まえ、2024年12月20日、森氏に対して、本公開買付け価格は変更せず、2024年5月13日付公開買付者プレスリリースでは、公開買付け期間については30営業日とする旨公表していたところ、20営業日として本公開買付けを開始する旨の意向を口頭で伝達し、森氏は、公開買付者の本公開買付けに係る上記の意向に同意しました。さらに、公開買付者は、同日、対象者に対しても、上記の意向を書面にて伝達いたしました。

その後、森氏（森氏資産管理会社としての立場を含みます。）及び公開買付者は、本特別委員会から面談要請を受け、2025年1月16日、本特別委員会と面談を実施し、森氏及び公開買付者は、本公開買付けに係る本クリアランスの取得に至るまでのACCCとの交渉の経緯、本公開買付け価格を変更せず本公開買付けを開始すること及び公開買付け期間を20営業日に設定することに関して、本特別委員会と質疑応答を行いました。

以上の協議及び検討を踏まえ、公開買付者は、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた金融商品取引法及び東京証券取引所における開示規制並びに実務手続上必要となる準備が整ったこと、2025年1月30日、対象者から、対象者が設置した本特別委員会が、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が追加答申書を提出したとの連絡を受けたこと、並びに、公開買付者は、2025年1月31日、その他の本前提条件がいずれも充足されたこと（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること）を確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本取引の一環として、本公開買付けを2025年2月3日より開始することといたしました。

（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の①乃至⑥の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、2025年1月31日付対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

2025年1月31日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うにあたり、本公開買付けの公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付け関係者等から独立した第三者算定機関として、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるKPMGに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年5月10日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、KPMGは、公開買付け関係者等の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るKPMGに対する報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成功となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりKPMGを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

KPMGは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法及び将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いてそれぞれ株式価値の算定を行い、対象者はKPMGから2024年5月10日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、公開買付け及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、KPMGから本公開買付けの妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。上記の各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：1,811円から1,912円

DCF法：2,506円から3,339円

市場株価平均法では、本公開買付けに関する対象者取締役会決議の前営業日にあたる2024年5月10日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値1,850円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,811円、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,837円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,912円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,811円から1,912円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の2025年3月期から2029年3月期までの5期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。なお、森氏は本事業計画の作成に一切関与しておりません。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として対象者が2025年3月期より将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクを考慮した適切な割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を2,506円から3,339円と算定しているとのことです。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital：WACC）を使用しているとのことです。加重平均資本コストは、資本資産価格モデル（Capital Asset Pricing Model：CAPM）により見積もった資本コストと、節税効果控除後の予想調達金利により見積もった負債コストを、対象者及び類似上場会社の情報により見積もられた株主資本構成比率で加重平均することにより計算しており、8.5%～9.5%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率法では成長率を0.4%～1.4%としているとのことです。

KPMGがDCF法による算定の前提とした対象者の本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。

本事業計画には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期において、2024年3月期に見込んでおりましたSMO事業における一部の大型案件の受注が2025年3月期に後ろ倒しとなったことから、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また2027年3月期において、2026年3月期までは既存設備の維持更新投資のみではなく、創薬事業において製造設備等の大規模な設備投資を予定している一方で、2027年3月期以降は主に既存設備の維持更新投資のみを予定していることから、設備投資額の減少に伴うフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。さらに2028年3月期において、先端医療事業における新製品の開発完了及び上市に伴うパイプラインの拡充により、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

項目	2025年 3月期	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期
売上高	20,765	22,197	24,436	27,282	29,042
営業利益	2,669	3,429	3,598	5,254	6,208
E B I T D A	3,903	4,700	4,923	6,579	7,533
フリー・キャッシュ・フロー	1,093	1,234	2,511	3,885	4,801

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付関係者等から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、シティニューワ法律事務所は、公開買付関係者等の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、シティニューワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないこと及び本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 特別委員会の設置等の経緯

対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当するものであり、構造的な利益相反の問題が存在するために、対象者の一般株主の皆様を保護を目的として、本取引における本公開買付け価格の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するため、公開買付け関係者等及び対象者から独立し、高度の識見を有すると考えている前田豊司氏（対象者社外取締役）、小駒皆子氏（対象者社外取締役）、佐々木秀次氏（対象者社外取締役監査等委員）、高橋壮志氏（対象者社外取締役監査等委員）の4名によって構成される本特別委員会を設置することを、2024年3月11日の取締役会において決議したとのことです。対象者は当初からこの4名を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また対象者は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本取引の条件の公正性・妥当性、(c)本取引に係る手続の公正性、(d)対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、及び(e)対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会を、対象者取締役会から独立した合議体として位置づけ、対象者取締役会は、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が対象者取締役会に対し、本公開買付けに賛同すべきでない、対象者の株主に対する応募推奨をすべきでないと判断した場合には、対象者取締役会は、これに従って、前者の場合は本公開買付けへの賛同意見の表明は行わないこと、後者の場合は対象者の株主に対する応募推奨を行わないこととするを決議しているとのことです。さらに、本特別委員会に対しては、(i)必要に応じて取引条件等について提案者と交渉を行う（対象者及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含む。）権限、(ii)対象者の費用負担のもと、特別委員会のアドバイザーを選任する権限（対象者の取締役会がその選定を追認した対象者法務アドバイザーとしてのシチュウワ法律事務所及び対象者ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関としてのKPMGを事後的に承認する権限を含む。）、(iii)対象者の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しているとのことです。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(ii) 特別委員会における検討等の経緯

本特別委員会は、2024年3月14日より2024年5月10日までの間に合計8回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年3月14日、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのKPMG、並びにリーガル・アドバイザーとしてのシチュウワ法律事務所について、公開買付け関係者等からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを対象者のアドバイザーと選任することを承認しているとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じて対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しているとのことです。さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制についても、対象者から説明を受けた上で、独立性の観点から問題がない旨も確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、シティニューワ法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、対象者の経営環境・経営課題、これに対する森氏及びブラックストーンの提案する本取引及び施策の意義、有効性等について確認し、質疑応答を行っております。また、公開買付者及び対象者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、森氏及びブラックストーンに対して書面で質問し、回答を受けた上で、KPMG及びシティニューワ法律事務所とともに、森氏及びブラックストーンとの面談によるヒアリング調査を行っているとのことです。これらによって、対象者の経営環境・経営課題及びこれに対する森氏及びブラックストーンの認識の確認、本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容、本取引及び当該施策が対象者の企業価値に与える影響、公開買付者及び対象者が意思決定をするに至る経緯・検討経緯の妥当性その他本取引に関連する事項について、説明を受けるとともに、本取引の目的や背景、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等について質疑応答を行ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者の本事業計画について、公開買付関係者等から独立した者によって作成されていることを確認するとともに、対象者から重要な前提条件について説明を受け、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しております。その上で、KPMGから、対象者株式の本株式価値算定書について説明を受け、当該価値算定の前提等に関するヒアリング調査をしたとのことです。

また、2024年4月17日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり2,400円とする提案を受領して以降、森氏及びブラックストーンと対象者との間における本取引の条件に係る協議・交渉において、対象者から本特別委員会に対して、その経緯及び内容等について適示に報告を行った上で、本特別委員会は、KPMGによる対象者株式の株式価値の算定結果、公開買付者との交渉方針等を踏まえた助言、並びにシティニューワ法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を踏まえて、本公開買付価格についての検討を行い、交渉方針を対象者に伝達する等、森氏及びブラックストーンとの交渉過程に積極的に関与しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、シティニューワ法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、並びに公開買付者が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

### (iii) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年5月10日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2024年5月10日付答申書を提出したとのことです。

#### (a) 答申内容

- (i) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められると考える。
- (ii) 本公開買付けにおける本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考える。
- (iii) 本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への配慮がなされていると認められると考える。
- (iv) 上記(i)から(iii)を踏まえると、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えます。

(v) 上記(i)から(iii)を踏まえると、対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をすることは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付け後に予定されている対象者株式を非公開化することを目的とする株式併合を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(b) 答申の理由

下記(i)及び(ii)の点より、本特別委員会は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けを含む本取引の目的は合理的と認められると判断するに至ったとのことです。

(i) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者グループは、収益力の向上、資金調達、内部管理体制の整備、業務品質の確保及び人材の確保といった経営課題を有しているところ、本取引の目的は、今後中長期的な企業価値向上の実現のために、海外事業の拡大やM&Aによる非連続的な成長を含む各種施策を通じた競争力のあるグローバルな体制の構築が必要であることから、ブラックストーンが有する知見やネットワークを活用して経営改革を推進することで、最適なリソース配置や営業戦略の高度化によるSMO事業の更なる拡大や、ブラックストーンのネットワークを活かしたCRO受託機会の拡大等、対象者グループ単独では成し得ない対象者グループの新たな成長を実現させ、より事業規模の大きなヘルスケアサービスプラットフォームに進化させることにあるが、本特別委員会としても、対象者が認識する対象者を取り巻く経営環境及び経営課題に不合理な点はなく、本取引の目的には合理性があるものと料する。

(ii) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者、ブラックストーン及び森氏は、本取引に伴う対象者グループの継続的な成長に向けた支援、M&Aによる非連続な成長機会の探索及び組織力強化に向けた取組みといった企業価値の向上のための施策等に関して、複数回にわたり両社の間で協議を行い、また、本特別委員会においても、本取引に伴い対象者に生じる企業価値の向上について、対象者取締役副社長松島正明、対象者取締役副社長渡辺潔及び取締役小島修一から説明を受けるとともに、本特別委員会において、上記の説明者に対して、具体的な内容や効果、その実現可能性等に関して質疑応答等を行ったものの、その内容は合理的な内容であったことから、本特別委員会は、対象者並びに森氏及びブラックストーンが両社間の協議の結果想定する対象者の企業価値の向上のための施策については、その内容は合理的な内容であり、本取引により一定の企業価値の向上が見込まれるものとする。

また、下記(i)から(iii)の点より、本特別委員会は、本公開買付け価格を含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至ったとのことです。

(i) 株式価値算定書の算定手法である市場株価平均法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、その選定にあたり恣意性は認められず、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、当該DCF法の算定の基礎とした対象者の本事業計画について、対象者からその内容及び作成経緯等について説明を受け、その作成目的、作成手続及びその内容について、特に不合理な点がないと考えられること、及び、本公開買付け価格は、市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、KPMGによる市場株価平均法による算定結果の上限値を超え、かつDCF法による算定結果のレンジの範囲内にあることから、合理性を有する。

(ii) 森氏及びブラックストーンとの交渉は、本特別委員会において決定された交渉方針の下で、その指示に従って行われ、かかる交渉の結果として当初提案から16.7% (400円) (小数点以下第二位を四捨五入) の価格の引き上げを実現した。

(iii) 本取引の方法に不合理な点は認められない。

そして、下記(i)から(viii)の点より、本特別委員会は、本取引において、公正な手続を通じた対象者の少数株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至ったとのことです。

(i) 対象者取締役会は、公開買付者、公開買付者親会社、ブラックストーン及び森氏から独立した本特別委員会を設置している。

(ii) 対象者は、公開買付者、公開買付者親会社、ブラックストーン及び森氏から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGから助言を受けている。

(iii) 本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザー並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから専門的助言を受けている。

(iv) 対象者はKPMGから本株式価値算定書を取得している。

(v) 森氏が本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、本取引に係る取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に一切参加していない。

(vi) 利益相反のおそれのある森氏を本取引に係る取引条件に関する協議・交渉過程及び対象者株式の価値算定の基礎となる対象者の本事業計画の作成過程に関与させない体制を構築している。

(vii) 公開買付期間が法令に定められた最短期間(20営業日)よりも長期(30営業日)に設定されるとともに、対象者は公開買付者との間で、本取引の公表後において、対象者が公開買付者以外の者(対抗的買収提案者)と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められる。

(viii) 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、スクイーズアウト手続の適法性も確保されているといえる。

その後、2024年6月20日付公開買付者プレスリリース及び2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせしておりましたとおり、同国における競争法に基づく手続及び対応に時間を要したことから、それぞれ同日時点でかかる手続及び対応が完了しておりませんでした。また、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、ブラックストーンは、ACCCの最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨、当該当局から通知を受けておりました。

その後、対象者は、2024年12月20日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2024年12月20日に、公開買付者より、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡すること等を条件に、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けの開始の前提条件がいずれも充足されることが見込まれる、2025年1月下旬を目途に、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。

本特別委員会は、対象者に対して、2024年5月13日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、追加諮問事項について以下のとおり検討を行った結果、2024年5月13日以降、2025年1月30日までの事情を勘案しても2024年5月10日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年1月30日に、対象者取締役会に対して、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない旨の追加答申書を提出したとのことです。追加答申書の内容は以下のとおりとのことです。

(a) 答申内容

対象者取締役会に対して、2024年5月13日以降、2025年1月30日までの事情を勘案しても2024年5月10日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことから、同日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更はない。

(b) 答申の理由

本特別委員会は、以下のとおり、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係等の確認をし、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断するに至った。

- (i) CMAX株式譲渡によって、CMAXが対象者の子会社でなくなったとしても、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」記載のとおり、ブラックストーンのヘルスケア領域における深い知見や国内外のネットワークを活用し、対象者グループのSMO事業及びCRO事業に対してグローバルで競争力のある営業体制の構築を推進することが可能であり、また、M&Aによる非連続な成長機会の探索及び組織力強化に向けた取組みを実現できることから、本取引が企業価値の向上に資するものであることに変わりがないこと
- (ii) 2024年5月13日以降、本公開買付けに係る公開買付価格2,800円を上回る株価の推移は生じていないこと
- (iii) 本公開買付けに係る公開買付期間について、2024年5月10日付答申書では「公開買付期間が法令に定められた最短期間（20営業日）よりも長期（30営業日）に設定されるとともに、対象者は公開買付者との間で、本取引の公表後において、対象者が公開買付者以外の者（対抗的買収提案者）と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められる。」と判断したところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日から20営業日に変更したとしても、法令に定められた最短期間である20営業日と同じ期間であるものの、2024年5月13日付で本公開買付けを公表してから本公開買付けを開始するまで、8ヶ月以上（本クリアランスの取得の公表から1ヶ月以上）経過し、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されており、対象者株主による本公開買付けへの応募への適切な判断機会及び公開買付者以外の対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されていると考えられること、並びに、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意をしていないことから、本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益への十分な配慮や間接的なマーケット・チェックが行われていると考えられること

④ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

対象者は、KPMGより取得した本株式価値算定書、シティニューワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から提出を受けた2024年5月10日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書の算定結果及び本公開買付け価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程並びに本公開買付け価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、審議及び決議に参加した対象者の利害関係を有しない取締役（取締役合計14名のうち、森氏を除く取締役13名）の全員一致で決議したとのことです。

上記の2024年5月13日付取締役会においては、対象者の代表取締役社長である森氏は、対象者の筆頭株主であり、かつ本再出資が予定されていることから、本取引において特別の利害関係を有しており、対象者との間で利益が相反する可能性があることから、本取引の検討に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてブラックストーンとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

なお、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けについては、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、速やかに実施することを予定しておりました。

このため、対象者は、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年5月10日付で対象者取締役会に対して提出した2024年5月10日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

その後、2024年6月20日付公開買付者プレスリリース及び2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせしておりましたとおり、同国における競争法に基づく手続及び対応に時間を要したことから、それぞれ同日時点でかかる手続及び対応が完了していませんでした。また、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、ブラックストーンは、ACCCの最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨、当該当局から通知を受けておりました。

その後、対象者は、2024年12月20日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2024年12月20日に、公開買付者より、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡すること等を条件に、2024年12月20日、ACCCから、本公開買付けに係る本クリアランスの取得を完了し、オーストラリアの競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本公開買付けの開始の前提条件がいずれも充足されることが見込まれる、2025年1月下旬を目途に、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。

本特別委員会は、改めて、対象者に対して、2024年5月13日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係（詳細は上記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「(iii) 特別委員会における判断内容」をご参照ください。)の確認等を行い、追加諮問事項について検討を行った結果、2024年5月13日以降、2025年1月30日までの事情を勘案しても2024年5月10日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年1月30日に、対象者取締役会に対して、2024年5月10日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がない旨の追加答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された追加答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年1月31日時点においても、2024年5月13日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年1月31日に、会社法第370条による取締役会決議（書面決議）により、対象者の利害関係を有しない取締役（取締役合計14名のうち、森氏を除く取締役13名）の全員一致で、改めて、本公開買付けに対する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

⑤ 対象者における独立した検討体制の構築

対象者は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付関係者等から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、森氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付関係者等との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。本取引に関する検討、交渉及び判断を行う対象者の検討体制は、全て公開買付関係者等から独立性の認められる役職員のみで構成することとし、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

公開買付者に対して提示し、かつ、KPMGが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする本事業計画は、公開買付者から独立した者によって作成されており、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の承認を受け、その承認を受けているとのことです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（対象者の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。）はシテューワ法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間について、20営業日としているものの、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約8ヶ月に亘るため、対象者の一般株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会が確保されているものと考えております。また、対象者と公開買付者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(注1) KPMGは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、森氏を除く対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと

を前提としているとのことです。但し、KPMGは、算定の基礎とした対象者の本事業計画について、複数回、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、対象者の本事業計画の合理性を確認しております。また、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,450,447 (株)	6,415,200 (株)	— (株)
合計	10,450,447 (株)	6,415,200 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である10,450,447株を記載しております。これは、自己株式控除後発行済株式総数（12,105,647株）から、不応募合意株式の数（1,655,200株）を控除した株式数（10,450,447株）です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	104,504
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年2月3日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年2月3日現在）（個）（g）	47,794
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）	119,851
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	86.33
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ （%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（10,450,447株）に係る議決権の数です。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年2月3日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等のうち応募合意株式（3,124,250株、所有割合：25.81%）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年2月3日現在）（個）（g）」のうち応募合意株式に係る議決権の数（31,242個）は分子に加算しておりません。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数」（2024年9月30日現在）（個）（j）は、対象者第28期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数（12,338,365株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（232,718株）を控除した株式数（12,105,647株）に係る議決権の数（121,056個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

### (1) 【株券等の種類】

普通株式

### (2) 【根拠法令】

#### ① 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本株式取得に関して、2024年5月2日付で、外為法第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年5月2日付で受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。2024年5月10日付で、当該待機期間が短縮された旨が公示され、2024年5月11日付より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

その後、外為法第27条第1項に基づく届出により実行が可能となる取引又は行為は、届出の受理後6ヶ月以内に行われるものに限られていることから、公開買付者は、2024年11月29日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を改めて行い、同日受理されております。

2024年12月3日付で、当該待機期間が短縮された旨が公示され、2024年12月4日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

#### ② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命じ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）、又は裁判所に対し緊急停止命令の申立てを行うことができます（同法第70条の4第1項）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければならない（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して2024年5月2日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、公開買付者は、2024年5月13日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、同日をもって措置期間が終了しており、また、同日付で取得禁止期間を30日間から11日間に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

#### ③ オーストラリア競争法

オーストラリア競争法の下においては、株式取得者であるブラックストーンは、ACCCに対して、本株式取得の前に、本株式取得に係る事前審査を任意で要請することができます。ブラックストーンは、本株式取得についての任意的な事前審査を、2024年4月6日付（現地時間）に非公開の形式で要請し、同要請は同日付で受理されております。

その後、ACCCは、オーストラリアでCRO事業を営み、早期臨床試験（第I相）を中心とした治験施設サービスを提供する対象者グループ傘下のCMAXと、ブラックストーンが間接に投資をする、オーストラリア最大の早期臨床試験サービスプロバイダーのNucleus Network（注1）という、オーストラリアにおいて早期臨床試験サービスを提供する二社が、本取引の結果、いずれもブラックストーン傘下に入ること、オーストラリアにおける早期臨床試験サービスの価格上昇やサービス品質の低下を招く可能性、及び、オーストラリア国内で早期臨床試験サービスを提供する他の企業が当該二社に対抗できなくなる可能性といった競争法上の懸念を示しておりました。

（注1） 「Nucleus Network」は、オーストラリア最大の第I相臨床研究機関であり、製薬会社や医療機関向

けに臨床試験のデザイン、実施、管理を支援しています。2004年の設立以来、Nucleus Networkは、中国、ヨーロッパ、日本、韓国、台湾、米国等、世界各地のバイオテクノロジー及び製薬企業向けに、1,000件以上の第I相臨床試験を実施してきました。

ACCCは、2024年7月24日、本株式取得に係る公開審査を開始し、本取引の当事者や、同一の業界に属する競業者等へのヒアリングを行いました。その後、2024年11月8日付公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、ACCCからは、ACCCの最終的な判断は2025年2月6日までに公表される予定である旨通知を受領しました。しかし、ブラックストーンは、上記の競争法上の懸念を解消すべくACCCと協議を重ね、対象者が、直接又は間接に保有するCMAXの株式を譲渡する旨の提案をACCCに対して行いました。その後、ブラックストーン及びACCCの協議の結果、ACCCから、2024年12月20日、概要、以下を条件として、本株式取得について承認する旨の通知を受け、また、決定が公表され、公開買付者は、同日、本株式取得が承認されたことを確認しております。

- (a) 公開買付者は、対象者をして、本公開買付けの決済日後11ヶ月以内に、対象者が直接又は間接に保有するCMAXの株式の全てを第三者へ譲渡させること
- (b) CMAX株式譲渡について、譲渡先及び譲渡条件についてACCCの承諾を得ること
- (c) 公開買付者は、CMAX株式譲渡を行うことについて、政府機関又は第三者からの同意を取得し、又は譲渡先による同意の取得に協力すること
- (d) 譲渡先の求めに応じ、譲渡先がCMAXの事業を継続して遂行するために必要な人員（当該人員が移籍に同意している場合に限る。）を移籍させること
- (e) CMAX株式譲渡のために、譲渡先の求めに応じて譲渡先との間で別途締結される技術支援契約（Technical Assistance Agreement）及び経過的供給契約（Transitional Supply Agreement）を遵守すること

なお、公開買付者が、上記の条件を満たすCMAX株式譲渡を実行できなかった場合、公開買付者は、CMAX株式譲渡を実現するためのエージェントを選任し、当該エージェントをして、CMAX株式を売却する義務を引き続き負いますが、上記条件を成就できなかったことのみを理由として、公開買付者に対して不利益となる制裁が科されることはありません。また、ACCCとの間で合意した公開買付者の義務に違反したことで、CMAX株式譲渡の実行に失敗した場合には、ACCCは、オーストラリアの裁判所に命令（Court Order）を下すよう申し立てることができ、かかる命令を下されてもなお公開買付者が義務履行に応じない場合には、裁判所の裁量でかかる義務履行を確保するための措置を実行できます。もっとも、万が一、これらの措置が講じられる事態が生じたとしても、本公開買付けの成否に影響が生じることはありません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
①	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2024年12月3日	JD1272
②	日本	公正取引委員会	2024年5月13日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる） 2024年5月13日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公経企第432号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第433号（禁止期間の短縮の通知書の番号）
③	オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会	2024年12月20日（本株式取得を承認する旨の決定が公表されたことによる）	—

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

#### ① 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

#### ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

(1) オンライントレード（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）にて公開買付期間末日の16時までにご手続を行ってください。

なお、オンライントレードによる応募（<https://www.daiwa.jp/onlinetrade/>）には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座におけるオンライントレードのご利用申込（注）が必要です。

なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）での受付になります。

（注） オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。

- ・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
- ・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合（オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。）においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までにご応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までにご到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>）をご確認ください。

#### ③ 本公開買付けに係る株式等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

#### ④ 応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

#### ⑤ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

#### ⑥ 個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

#### ⑦ 対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主等口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（但し、「住民票の写し」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類 （但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。） ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類（但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要  
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるもの）に限ります。）

- (注2) 取引関係書類の郵送について  
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）  
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続  
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

① オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時まで解除手続を行ってください。

なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

② 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時まで契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、あらかじめご確認の上、解除してください。

なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>) をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	29,261,251,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	200,000,000
その他（円）(c)	6,000,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	29,467,251,600

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（10,450,447株）に、本公開買付価格（2,800円）を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料（円）(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他（円）(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け成立後まで未定です。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

#### ② 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

##### ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注1） (1) タームローンA 弁済期限：7年（分割弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等  (2) タームローンB 弁済期限：7年（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等	(1) タームローンA 1,800,000 (2) タームローンB 4,200,000
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注2） (1) タームローンA 弁済期限：7年（分割弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等  (2) タームローンB 弁済期限：7年（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等	(1) タームローンA 1,350,000 (2) タームローンB 3,150,000
2	銀行	三井住友信託銀行株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注3） (1) タームローンA 弁済期限：7年（分割弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等  (2) タームローンB 弁済期限：7年（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象会社株式等	(1) タームローンA 1,350,000 (2) タームローンB 3,150,000
計 (b)				15,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、6,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月31日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書に定められる予定です。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から、4,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月31日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書に定められる予定です。

- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三井住友信託銀行株式会社から、4,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年1月31日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書に定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
公開買付者親会社による公開買付者が発行する新株式の引受けによる出資	16,900,000
計(d)	16,900,000

- (注1) 「公開買付者親会社による公開買付者が発行する新株式の引受けによる出資」欄は、千円未満を切り捨てて計算しています。
- (注2) 公開買付者は、資金金額の出資の裏付けとして、BXアジアファンドより、BXファンド及び公開買付者親会社を経由して、2025年1月31日付で、本公開買付けが成立した場合において、直接又は間接に、16,900,000,000円を限度として公開買付者に対して出資又は融資の方法により資金提供を行う旨の資金提供証明書を取得しております。
- (注3) 公開買付者は、公開買付者親会社から以下の説明を受けることにより、公開買付者親会社の出資の確実性を確認しております。BXアジアファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BXアジアファンド及びそのパラレルファンド（以下「BXアジアファンド等」といいます。）に対する出資コミットメントは、主として企業、金融機関、財団基金、政府機関、産業基金、保険会社、年金基金、個人投資家、第三者機関、その他投資家であるBXアジアファンド等のリミテッド・パートナー（BXアジアファンド等の投資家であるリミテッド・パートナーを、以下「BXアジアファンドLP」といいます。）によって行われております。BXアジアファンドLPは、本公開買付けに関し、BXアジアファンドのジェネラル・パートナー（以下「BXアジアファンドGP」といいます。）の要求があったときは、BXファンド等に対してそれぞれ一定額（以下「キャピタルコール金額」といいます。）を上限として金銭出資を行うことを約束しております。BXアジアファンドGPにより金銭出資の履行を求める通知が行われた場合には、各BXアジアファンドLPは、それぞれのキャピタルコール金額について、BXアジアファンド等に対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部のBXアジアファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBXアジアファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BXアジアファンドGPは、一定の範囲において、当該不履行によって生じた不足分について、BXアジアファンドに関するそれぞれの未履行の残存するコミットメント金額を超えない限り、他のBXアジアファンドLPがそれぞれのキャピタルコール金額の割合に応じた額を追加出資するよう要求することにより、当該不足分に充てることができ、BXアジアファンド等は、上記（注1）記載の出資に相当する資金を提供することができます。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

31,900,000,000円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### (2)【決済の開始日】

2025年3月11日（火曜日）

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

### (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）に満たない場合は、公開買付者は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,415,200株）以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、2024年5月13日付で公表された「2024年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「2024年3月期対象者決算短信」といいます。）に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（868百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、2024年3月期対象者決算短信に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（868百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は71円に相当します（具体的には、2024年3月期対象者決算短信に記載された2024年3月31日時点の対象者の純資産額8,689百万円の10%に相当する額である868百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、自己株式控除後発行済株式総数で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月	沿革
2024年4月	商号をビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社とし、本店所在地を東京都港区虎ノ門五丁目1番4号、資本金を1円とする株式会社として設立

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 株式、社債等の有価証券への投資、保有及び運用
2. 前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業の内容としています。

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年2月3日現在

資本金の額	発行済株式総数
1円(注)	2,000,000,000株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、合計で16,900,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されております。

##### ④【大株主】

2025年2月3日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ビー・エックス・ジェイ・ビー・ワン・ホールディング株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号	1	100.00%
計	—	1	100.00%

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年2月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	-	坂本 篤彦	1974年4月23日	平成30年1月1日	ブラックストーン・グループ・ ジャパン株式会社 入社	-
				令和2年7月30日	Oscar Holding株式会社 代表 取締役 (現任)	
				令和3年1月22日	あゆみ製薬ホールディングス株 式会社 取締役 (現任)	
				令和3年3月22日	ブラックストーン・グループ・ ジャパン株式会社 代表取締役 (現任)	
				令和3年3月31日	アリナミン製薬株式会社 取締 役 (現任)	
				令和6年1月25日	ソニーペイメントサービス株式 会社 取締役 (現任)	
計						-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年4月22日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年2月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,794 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	47,794	—	—
所有株券等の合計数	47,794	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年2月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(2025年2月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,794 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	47,794	—	—
所有株券等の合計数	47,794	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2025年2月3日現在)

氏名又は名称	森 豊隆
住所又は所在地	東京都千代田区富士見二丁目10番2号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社アイロムグループ代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社アイロムグループ 取締役 金融・経営管理センター長 菅原 明彦 連絡場所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 電話番号 03 (3264) 3148 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

② 【所有株券等の数】

(2025年2月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,794（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	47,794	—	—
所有株券等の合計数	47,794	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者及び公開買付者親会社並びにBXファンドは、2024年5月13日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で本公開買付契約を締結し、森氏が、応募合意株式（3,124,250株、所有割合：25.81%）を本公開買付けに応募し、不応募合意株式（1,655,200株、所有割合：13.67%）は本公開買付けに応募しないこと、並びに本スクイーズアウト手続、本株式譲渡及び本再出資等を実施することについての合意をしております。また、公開買付者及び公開買付者親会社並びにBXファンドは、2025年1月31日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本公開買付契約の一部を変更し、公開買付期間を30営業日から20営業日に変更する旨を合意しております。

さらに、BXファンドは、森氏及び森氏資産管理会社との間で、2024年5月13日付で、本取引後の公開買付者親会社、公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者親会社株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。

各契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

2025年1月31日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年5月13日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが実施された場合には、本賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。また、対象者は、2025年1月31日、会社法第370条による取締役会決議（書面決議）により、改めて、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのこと。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、2025年1月31日付対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者及び公開買付者親会社並びにBXファンドは、森氏及び森氏資産管理会社との間で、2024年5月13日付で、本公開買付契約を締結し、森氏は、応募合意株式（3,124,250株、所有割合：25.81%）について本公開買付けに応募する旨、不応募合意株式（1,655,200株、所有割合：13.67%）について本公開買付けに応募しない旨、森氏の親族である森利恵氏（825,000株、所有割合：6.82%。）及び森龍介氏（75,000株、所有割合：0.62%）をして本公開買付けに応募させるよう努力する旨、不応募合意株式に設定されている担保権を解除する旨、並びに本スクイーズアウト手続、本株式譲渡及び本再出資の実施等についての合意をしております。また、公開買付者及び公開買付者親会社並びにBXファンドは、2025年1月31日付で、森氏及び森氏資産管理会社との間で、本公開買付契約の一部を変更し、公開買付期間を30営業日から20営業日に変更する旨を合意しております。

さらに、BXファンドは、森氏及び森氏資産管理会社との間で、2024年5月13日付で、本合併、本取引後の公開買付者親会社、公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者親会社株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。

各契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月
最高株価（円）	2,779	2,787	2,788	2,783	2,790	2,791	—
最低株価（円）	2,719	2,763	2,774	2,520	2,572	2,782	—

（注） 届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間の株価については、届出日が月初にあたるため記載しておりません。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月28日 関東財務局長に提出  
事業年度 第27期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月26日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第28期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月6日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイロムグループ  
(東京都千代田区富士見二丁目10番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6 【その他】

(1) 「2025年3月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年1月31日開催の対象者取締役会において、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年1月31日付で公表した「2025年3月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	10,593	12,906	15,693	18,351	17,740
経常利益 (百万円)	1,149	1,352	2,562	3,285	1,769
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,236	1,373	1,961	2,542	1,415
包括利益 (百万円)	1,095	1,740	1,905	2,588	1,471
純資産額 (百万円)	7,167	8,712	10,162	12,154	12,772
総資産額 (百万円)	15,105	20,889	26,588	35,129	37,148
1株当たり純資産額 (円)	602.88	719.49	838.69	1,003.40	1,054.94
1株当たり当期純利益 (円)	105.82	114.30	162.50	210.22	116.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	104.28	113.97	162.17	210.06	—
自己資本比率 (%)	47.2	41.5	38.1	34.6	34.4
自己資本利益率 (%)	18.8	17.4	20.9	22.8	11.4
株価収益率 (倍)	12.3	21.4	11.9	9.0	16.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	637	374	2,630	3,561	446
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,542	△1,468	△2,918	△4,842	△2,783
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	258	2,754	2,677	4,256	163
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,174	3,859	6,371	9,372	7,224
従業員数 (名)	796	810	789	894	1,029
(外、平均臨時雇用者数)	(155)	(111)	(192)	(232)	(229)

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 対象者の経営指標等

回次		第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	(百万円)	2,044	1,994	3,046	3,406	2,613
経常利益	(百万円)	713	922	1,576	1,828	505
当期純利益	(百万円)	764	871	1,118	1,419	377
資本金	(百万円)	3,720	3,865	3,879	3,899	3,899
発行済株式総数	(株)	12,048,865	12,285,965	12,306,665	12,338,365	12,338,365
純資産額	(百万円)	6,862	7,705	8,245	9,127	8,689
総資産額	(百万円)	10,623	12,893	15,518	20,196	20,637
1株当たり純資産額	(円)	577.10	636.93	681.33	753.89	717.73
1株当たり配当額	(円)	40.00	40.00	45.00	55.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額)		(20.00)	(20.00)	(20.00)	(25.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益	(円)	65.45	72.55	92.69	117.34	31.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	64.50	72.34	92.50	117.25	—
自己資本比率	(%)	64.2	59.6	53.0	45.2	42.1
自己資本利益率	(%)	11.9	12.0	14.1	16.4	4.2
株価収益率	(倍)	19.9	33.7	20.8	16.1	60.5
配当性向	(%)	61.1	55.1	48.6	46.9	128.2
従業員数	(名)	83	82	89	68	68
(外、平均臨時雇用者数)		(12)	(9)	(9)	(8)	(8)
株主総利回り	(%)	88.6	166.7	135.5	136.9	139.3
(比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価	(円)	1,935	3,870	2,718	2,751	2,087
最低株価	(円)	880	1,119	1,410	1,695	1,602

(注) 1 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。